

平成30事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する報告
および項目別評価結果（参考資料）

令和元年8月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 大学の概要

1 基本情報

大学名 公立大学法人滋賀県立大学
所在地 滋賀県彦根市八坂町 2500

2 役員の状況（平成 30 年度）

理事長（学長）	廣川 能嗣
副理事長（事務局長）	堺井 拓（総務担当）
理事（副学長）	倉茂 好匡（教育・学生支援担当）
理事（副学長）	山根 浩二（研究・評価担当）
理事	田端 克行（地域連携担当）
理事（非常勤）	吉田 郁雄（レーク商事（株）取締役社長）
理事（非常勤）	木村 良晴（京都工芸繊維大学名誉教授）
監事（非常勤）	山本 憲宏（公認会計士）
監事（非常勤）	元永 佐緒里（弁護士）

3 沿革

平成 7 年 4 月	開学（環境科学部・工学部・人間文化学部）
平成 11 年 4 月	大学院修士課程開設 (環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科)
平成 13 年 4 月	大学院博士課程開設 (環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科)
平成 15 年 4 月	人間看護学部開設
平成 18 年 4 月	公立大学法人滋賀県立大学設立
平成 19 年 4 月	大学院修士課程開設（人間看護学研究科）
平成 20 年 4 月	工学部電子システム工学科開設
平成 21 年 4 月	大学院博士後期課程工学研究科先端工学専攻開設
平成 24 年 4 月	人間文化学部国際コミュニケーション学科開設 大学院博士前期課程工学研究科電子システム工学専攻開設

4 組織（平成 30 年度）

【学部】 環境科学部

環境生態学科
環境政策・計画学科
環境建築デザイン学科
生物資源管理学科
材料科学科

工学部

機械システム工学科
電子システム工学科
地域文化学科
生活デザイン学科
生活栄養学科
人間関係学科
国際コミュニケーション学科
人間看護学科

人間文化学部

人間看護学部

【大学院】 環境科学研究科

環境動態学専攻 (博士前期・博士後期)
環境計画学専攻 (博士前期・博士後期)
材料科学専攻 (博士前期)
機械システム工学専攻 (博士前期)
電子システム工学専攻 (博士前期)
先端工学専攻 (博士後期)
地域文化学専攻 (博士前期・博士後期)
生活文化学専攻 (博士前期・博士後期)
人間看護学専攻 (修士)

工学研究科

人間文化学研究科

人間看護学研究科

【全学共通教育推進機構】

企画推進部
全学共通教育部

【大学附属施設】

図書情報センター
地域共生センター
環境管理センター
産学連携センター
学生支援センター

【事務局】

総務課
財務課
経営企画課
学生・就職支援課
教務課
地域連携・研究支援課

5 学生数および教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数	学部	2,557 名
	大学院	268 名
		計 2,825 名
教職員数	教員	202 名
	職員	58 名
	契約職員・特任職員等	107 名
		計 367 名

6 基本的な目標

(1) 基本理念

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究とともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

(2) 第 3 期中期目標

滋賀県立大学が、地域人材の育成という開学以来変わることのないミッションを果たすべく、その存在意義を増し、広く県民に支持される大学、誇れる大学となることを目指して、次の点を基本に中期目標を定める。

【基本姿勢】

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、SDGs なども見据え、世界に通じる地域発のイノベーション（グローカルイノベーション）を志向する。

○国際通用性のある教育を通じてグローカルな人材を育成するとともに、県立大学の強みを活かした特色ある研究を推進する。

○地域人材の育成や地域課題の解決に向けた取組、産学官連携などを強化し、地域貢献のリーディングモデルとなることを目指す。

○大学の教育や研究の成果、学生の活動等を効果的に発信することにより、県立大学のブランド力の向上を目指す。

○社会の変革に対応するため柔軟性を持って業務運営の改善を図るとともに、効率的、戦略的な大学運営を推進する。

2 全体的な状況と自己評価

1 全体的な状況

滋賀県立大学は、平成 7 年（1995 年）の開学以来、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、「人が育つ大学」として「知と実践力」を備えた地域に貢献できる人材の育成に取り組んできた。

平成 18 年 4 月には、地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として新たなスタートを切り、県から示された中期目標の達成に向けて、中期計画および年度計画を定め、その遂行にあたってきた。

平成 30 年度からの第 3 期中期計画においては、平成 28 年度に策定した本学の新たな将来構想「U S P 2025 ビジョン」に掲げる「地域貢献大学のリーディングモデル」と「国際通用性のある知と実践力をそなえた人が育つ大学」を目指して、「教育」「研究」「地域貢献」に「ブランド力の向上」を大きな柱として加え、「戦略的大学経営」とともに、次の項目を重点に取り組むこととした。

〔教育〕

○国際通用性があり地域に貢献できる人材の育成・輩出

〔研究〕

○持続可能な社会の実現に寄与する特色のある研究拠点の形成

[地域貢献]

- 県域のシンクタンクとして、地域の課題に応える研究の推進
- 人口減少社会を見据え、地域人材育成や、社会人教育を含む生涯教育拠点の機能強化

[ブランド力の向上]

- 県大ブランドの確立と広報の戦略的な推進

[戦略的大学経営]

- 社会の変革を先取りできる柔軟な教育研究組織の整備
- 戦略的な大学経営とデータに基づく教育研究の推進

第3期中期計画期間の初年度である平成30年度においては、第2期中期計画期間の成果と課題を踏まえつつ、ブランド力の向上や戦略的大学経営といった観点から新たな取組に着手し、中期目標に示された広く県民に支持される大学、誇れる大学となることを目指して、年度計画の遂行にあたった。

2 前年度の法人評価委員会の評価結果を踏まえた取組状況

平成29事業年度の業務の実績に関する評価結果においては、滋賀県公立大学法人評価委員会から、全体評価として「概ね計画どおり進んでいる」との評価を得たところであるが、「今後の取組を期待する事項および課題となる事項」が示されている。

これらの事項を踏まえた平成30年度における取組状況は、下記のとおりである。

(1) 地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおける人材の育成

[法人評価委員会の意見]

ICT化手法による地域課題の解決を目的として、平成29年4月に、工学部の附属施設として「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」が設置された。学部横断による研究活動が進められ、スマート農業、スマート観光、スマート看護などに関して、20件の研究テーマに取り組まれたところである。今後、ICTの実践力を備え、時代の変化にも柔軟に対応することができる学生の育成や、テレビ会議システムを利用した遠隔講義の実施により社会人にも学びやすい環境を整え、学び直しの機会の提供にも積極的に取り組んでいくことを期待する。

[平成30年度の取組状況]

平成30年4月から大学院工学研究科に副専攻「ICT実践学座“e-PICT”」を設置し、大学院生21名が登録するとともに、社会人1名を受け入れた。この副専攻では、ICT（情報通信技術）手法による種々の課題解決能力を身に付けることができるよう、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」の研究活動とも連携しつつ、データ分析・統計処理等に関する講義や現場での実践を重視した実習などを行い、数理モデル・情報解析能力を修得した学生の養成や社会人の学び直しに寄与した。

また、平成30年12月7日に民間企業の技術者、行政・研究機関等を対象としたICT実践セミナーを開催（参加者数：43名）し、副専攻の内容から、社会現場に役立つICT手法を紹介するとともに、講義・実習等のカリキュラムの情報提供を行った。このセミナーは、社会人にも学びやすい環境の充実に向け、テレビ会議システムを活用して大津・彦根の2会場を結び、中継により同時開催したもので、遠隔講義の環境を参加者に体験していただいた。

研究の面では、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」に工学部を中心に各学部から23名の教員が参画し、学部横断による研究活動を展開した。平成30年度においては、企業等との共同研究を含め21のテーマに取り組み、平成31年2月22日に成果発表シンポジウムを開催（参加者数：65名）して、研究成果の地域への還元を図った。このほか、研究のさらなる推進に向け、学内の教員やコーディネーター等による情報交換会を4回実施し、学部横断による研究交流を進めた。

(2) 研究拠点の形成

[法人評価委員会の意見]

県立大学は、これまで、「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」という4つの戦略的な研究テーマに重点的に取り組んできたところである。今後、この研究テーマを見直し、新たな研究拠点を形成するため、「教育研究高度化促進費」を拡充し、特定課題研究として支援することとされたところである。引き続き、県立大学の強みや特色を活かした研究の推進に重点的に取り組まれることを期待する。

[平成30年度の取組状況]

研究活動を活性化し、本学の強みや特色を活かした戦略的研究テーマに取り組むため、学内の公募型研究費助成制度の見直しを継続的に進めてきたが、平成 30 年度からの新たな研究支援制度として、「研究コミュニティ形成促進費」と「教育研究高度化促進費」のうち「提案課題研究」による助成を開始した。

また、「教育研究高度化促進費」の「特定課題研究」を平成 31 年度から助成するために、研究テーマを「琵琶湖モデル構築」「健康寿命延伸」「地域課題解決」の 3 つとし、平成 30 年度中に学内募集を経て審査手続きを進め、平成 31 年度の採択課題を「健康寿命伸延のための実践的抗老化栄養マネジメント法の開発」に決定した。

区分		趣旨	限度額
教育研究 高度化促進費	特定課題研究	本学が定めた課題に密接に関連し、かつ長期的に推進すべき学際的な研究を支援する	500 万円以内／年 (3 年以内)
	提案課題研究	地域や社会が求める課題に対応し、即応性の必要な研究を支援する	A : 100 万円以内 B : 50 万円以内 (1 年以内)
研究コミュニティ形成促進費		国内外の研究者ネットワークを構築し、大型の外部資金獲得につながる優れた研究拠点・研究基盤の形成を目指す	100 万円以内 (1 年以内)

3 項目別評価の状況

第 3 期中期計画に定めた「大学の教育研究等の質向上」および「大学経営の改善」について、本学が策定した平成 30 事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）の記載事項ごとに、自己評価を行った。

その進行状況および判断理由は、別紙の項目別実績報告書のとおりであり、法人化のメリットを活かした特色ある取組や様々な工夫などについて、特記事項として記載している。

なお、自己評価による進行状況の基準ごとの項目数は、下表のとおりである。

評価	進行状況の基準	大学の教育研究	大学経営の改善	合計
----	---------	---------	---------	----

		等の質向上		
IV	年度計画を上回って実施している	5	—	5
III	年度計画を概ね順調に実施している	53	25	78
II	年度計画を十分に実施できていない	—	—	—
I	年度計画を実施していない	—	—	—
合計		58	25	83

4 計画の進行状況の総括

平成 30 年度は、公立大学法人となって 3 期目の中期計画期間のスタートの年にあたり、これまでの実績を礎として、本学の強みや特色を活かしながら、中期計画に掲げた様々な項目や課題に対応できるよう、取組を開始した。

中期計画の初年度であり、検討段階の項目もあるが、教育の質保証や入試改革への対応、研究拠点の形成などに向けた取組を進めつつ、学長と学生による「滋賀県立大学 S D G s 宣言」をはじめとして、S D G s の推進にも取り組んだ。

中期計画の大きな柱とした「ブランド力の向上」の面では、広報戦略に基づき様々な広報活動を展開するとともに、大学のアイデンティティを確立してブランド価値の向上につなげる U I 活動の推進に向け、取組方針を策定した。

また、大学経営の改善に向けては、データに基づく大学運営を行うための I R の推進体制等について検討し、データ分析等に活用できるシステムの導入を行ったほか、教育組織と教員組織を分離した新組織体制に向けた検討を行うなど、機動的、効果的な大学運営のための仕組みづくりを進めた。

全体として、平成 30 年度の年度計画については、概ね順調に遂行することができたと考えているが、今後、中期目標・中期計画の達成に向けた取組を本格化し、本学の将来構想「U S P 2025 ビジョン」に掲げる「地域貢献大学のリーディングモデル」と「国際通用性のある知と実践力をそなえた人が育つ大学」の実現に向けて、具体的な施策を推進していく。

平成30事業年度 実績報告書

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標							
1 教育に関する目標		(1) 教育の質保証・向上に関する目標					
中期目標	1 地域で活躍できる人材育成の強化 地域教育プログラムを充実させることで、地域を理解し課題発見・課題解決力を備えた「変革力」のある人材の育成を強化する。						
	2 国際通用性のある教育の推進 グローバル化する社会に対応するため、カリキュラム、授業方法、成績評価等の見直しを行い、国際的に通用する教育を実施する。						
	3 大学院教育の充実 学士課程教育とのつながりを維持するとともに、大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった研究者や高度専門職業人を養成する大学院教育の充実を図る。						
	4 多様な人材の確保 高等学校での教育改革や社会人等の受入れに対応するため、学力や意欲、適性など多様な尺度で評価できる入学者選抜を実施するとともに、優秀な学生を確保するための取組の充実を図る。						
	5 教育能力の向上および教育環境の整備 教員の教育能力を向上させるため、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を活発化させるとともに、教育活動を多面的に評価し、その結果を教育の質向上に反映させる。 また、ICTなども活用し、学生が能動的に学ぶ学習環境を整備する。						
	中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
1 教育に関する目標を達成するための措置							
(1) 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置							
1	地域教育プログラムの更なる充実、強化を図り、地域課題の解決に必要なコミュニケーション力、構想力、実践力のある有為な人材を育成する。 ◆PROGテスト(社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を測定するテスト)の結果を反映し、平成32年度末に地域共生論のテキストの改訂版を発行する。平成33年度以降は新しいテキストで授業を行う。(平成33年度)	1	PROGテスト及びアンケート調査の結果を分析し、プログラムの具体的な改善策の策定に着手する。	1回生と3回生を対象にPROGテストを実施するとともに、近江樂士副専攻や近江樂座への参加状況を確認し、地域活動の経験別に課題解決能力等の成長度を比較するなどの分析を行って、地域教育プログラムの改善に向けた検討に着手した。また、これらの分析結果は、教職員向けの研修を実施して解説し、学内に周知を図った。	有 p20	III	III
		2	地域デザインC、Dにおいて学生が起業シミュレーションを行うプログラムを構築する。	学生が起業体験を行うプログラムとして、地域デザインCでは、コミュニティカフェの出店を通じて、地域の活性化の事例研究と実践ノウハウを学んだ。また、地域デザインDでは、芸術活動・公演ビジネスの企画立案などを通じた地域における実践として、滋賀県立文化産業交流会館と連携し、アートリーチ(出張コンサート)を企画、開催する「アートマネジメント人材養成講座」を実施した。		III	III
		3 再掲あり	PROGテストを継続実施し、教育の効果を全教員に周知すると共に説明会を開催する。	1回生時のテストに加えて、3回生においても対象を全員に拡大してPROGテストを実施した。また、テスト結果の活用方法等に関する学生向けのセミナーを開催するとともに、1回生時と3回生時の比較から捉えた教育の効果などについて解説する教職員向けの研修を実施し、今後の教育改善や就職支援等にも活かせるよう学内に周知を図った。	有 p20	III	III

2	<p>地域人材育成拠点としての機能を発揮できる推進体制を強化し、学生が地域の人々と共に学び、共に育つ環境づくりを進める。</p> <p>◆地域共生センターの人員体制を見直し、機能を強化して、行政、公益団体等との協力協定新規締結件数を8件とする。(平成35年度)</p>	4	必要な人材を確保し、ポストCOCの推進体制整備に着手する。	COC事業による地域教育プログラム等の取組を、SDGsの視点でさらに充実、強化するため、SDGs大学拠点化事業として、教員、講義補助職員、地域連携コーディネーターの採用を行い、推進体制を整えた。		III	III
		5	現在ある地域連携のプラットフォーム(近江地域共育委員会)を持続可能なものとする仕組みづくりを検討する。	COC+事業の終了後も、地元志向教育や雇用創出・若者定着に関する連携体制を継続できるよう、COC+参加6大学で構成する会議で検討を行い、「ポストCOC+のあり方」の中間取りまとめを行った。	有 p20	III	III
		6 再掲 あり	地域人の登録制度を確立する。	本学の地域教育プログラム履修者に対する指導および助言を行う「地域人」の登録制度を設け、大学院の副専攻「近江環人地域再生学座」の修了者(近江環人[コミュニティ・アーキテクト])をはじめとして、環境や多文化共生など様々な分野で主体的に活躍される地域活動の実践者から9名の登録があった。		III	III
3	各学科で作成した3つのポリシー(ディプロマポリシー(学位授与方針)、カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施方針)、アドミッションポリシー(入学者受入方針))をエビデンスに基づいて不斷に点検し、実質化された国際通用性のあるものにする。	再掲 (3)	PROGテストを継続実施し、教育の効果を全教員に周知すると共に説明会を開催する。(再掲)	1回生時のテストに加えて、3回生においても対象を全員に拡大してPROGテストを実施した。また、テスト結果の活用方法等に関する学生向けのセミナーを開催するとともに、1回生時と3回生時の比較から捉えた教育の効果などについて解説する教職員向けの研修を実施し、今後の教育改善や就職支援等にも活かせるよう学内に周知を図った。	有 p20	III	III
4	<p>国際通用性のある授業を全学的に実施する。</p> <p>◆単位の実質化に合わせて付与単位ならびに卒業単位の見直しを行う。(平成35年度)</p> <p>◆管理栄養士養成施設として環境を再整備する。(平成32年度)</p> <p>◆Web配信等を利用した授業科目(講義)を10科目以上配置する。(平成35年度)</p>	7	授業科目の付与する単位の実質化に向けた検討を始める。	単位の実質化に向け、全学教育構想委員会において、検討すべき項目の洗い出しを行うとともに、教務委員会に基本的な考え方を諮り、今後の取組の進め方を共有した。	有 p20	III	III
		8 再掲 あり	管理栄養士養成施設改修に向け人間文化学部内で学部棟(D棟)の施設利用調整、合意形成を図る。	管理栄養士養成施設の再整備として、臨床栄養実習室を人間文化学部棟(D棟)内で移転するとともに、栄養教育実習室を共通講義棟(A4棟)に移転することを決定した。また、このうち共通講義棟の改修等を先行して進めることとし、これにかかる経費を平成31年度予算に反映した。		III	III
		9	Web発信授業に対応した情報教育の導入について検討する。	現在は1年次で履修を終える全学共通の情報処理科目について、Web配信等を利用する授業の導入を進める上で、進歩の速い情報技術・環境に合った教育体系、配当年次、内容の見直しなど、全学共通教育推進機構の情報教育部会で検討を開始した。また、インターネットの適正な利用を図るために、学生向けのセミナーを開催した。		III	III
5	各専攻で作成した3つのポリシーをエビデンスに基づいて不斷に点検し、実質化された国際通用性のあるものにする。	10	各研究科において、AP(アドミッションポリシー)と入学者選抜方法との相対関係を洗い出す。	AP(アドミッションポリシー)と入学者選抜方法の見直しについて、大学院教務連絡会に諮り、各研究科において、APに沿った選抜方法を行っているかの洗い出しを行った。		III	III

6	高度専門職業人養成を含む大学院課程を充実させる。 ◆工学研究科副専攻で履修する社会人学生を延べ12人以上とする。(平成35年度) ◆工学研究科副専攻で新規履修する学生数を10人以上とする。(平成35年度) ◆人間看護学研究科修士課程に助産師養成に関するコースを平成31年度に設置し、それ以降の毎年度、新規履修する学生数を4人とする。(平成31年度)	11	大学院人間看護学研究科における助産師養成コースの設置届を行う。	大学院人間看護学研究科への助産師養成課程の設置について、平成30年7月に文部科学省に申請を行い、10月に承認された。平成31年2月には、慢性疾患看護分野と在宅看護分野の専門看護師育成コースについて、日本看護系大学協議会から高度実践看護師教育課程の認定を受けた。これに加え、養護教諭専修免許にかかる教職課程の令和2年度開設に向か、平成31年3月に文部科学省に課程認定申請を行った。	有 p20	IV	IV	大学院人間看護学研究科への助産師養成課程の承認を受けたことのみならず、県内で唯一、高度実践看護師教育課程の認定を受けたこと、養護教諭専修免許に係る教職課程の認定申請に至つたことは、大学院課程の充実に資するものであり、評価できる。
		12 再掲あり	Society5.0も見据え、工学研究科に副専攻を設置し、大学院生および社会人を受け入れる。	平成30年4月から大学院工学研究科に副専攻「ICT実践学座“e-PICT”」を設置した。設置初年度は、数値目標に掲げた10名を大きく上回る大学院生21名が登録するとともに、社会人1名を受け入れた。	有 p23	III	III	
		13	研究科横断共通科目の充実、設置に向けた検討を始める。	各研究科を横断する共通科目の設置について、大学院教務連絡会に諮り、設置にあたっての課題等を整理するとともに、各研究科において、研究倫理に関する科目を共通化することなど、具体的な検討を進めた。		III	III	
7	「学力の3要素」(「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性・多様性」)を測定できるよう入試制度改革を行うとともに、社会人を含む優秀な学生を獲得するための施策を講じる。 ◆一般前期入試での志願倍率について、各学科とも3.0以上とする。(毎年度) ◆「大学入学共通テスト」および「英語4技能外部検定試験」を利用した入試を実施する。(平成32年度) ◆成績上位者(1回生後期以降各学科上位1~2名)の授業料を免除する。(平成35年度)	14	他の同規模公立大学におけるWeb出願の取組状況について調査を行う。	公立大学におけるWeb出願の取組状況や先行導入事例の調査を行い、Web出願の導入に向け、メリットや費用対効果、導入までのスケジュールなどについて、入学試験委員会で検討を進めた。	有 p20	III	III	
		15	「大学入学共通テスト」の実施等を踏まえ平成32年度(平成33年度入学者)選抜試験以降の入学試験制度の方針、方法等を定め、公表する。	2021年度入学者選抜試験(2020年度実施)に向けて、大学入学共通テストおよび英語の民間試験を利用することを決定し、平成30年7月のオープンキャンパス前に公表した。さらに、入試区分の変更や調査書等の活用などについて、入学試験委員会で決定し、その内容を平成31年3月に公表した。	有 p20	III	III	
8	高大連携事業等を通じて高校生に本学の魅力を伝え、本学を第1希望とする入学希望者を増やす。 ◆出前講座、実験実習講座、模擬授業等の数を年間延べ65件以上とする。(毎年度)	16	全学部学科で、出前講座等で対応できる講座(テーマ)のリスト化を図る。	出前講座等で対応できるテーマのリスト化を行うとともに、平成30年5月に締結した滋賀県私立中学高等学校連合会との連携協定に基づき、県内の私立高等学校等を加えた大学連携講座を実施するなど、高大連携の充実に資する取組を進めた。	有 p20	III	III	
		17	高大連携事業に携わる学生センター登録制度を構築する。	高大連携事業において、本学の魅力を高校生に近い立場からわかりやすくアピールできるよう、出張講義の補助や大学見学の案内等に協力している在学生について、学生センターとして登録することとし、平成31年度以降の取組に適用する「高大連携学生センター取扱要綱」を定めた。		III	III	

9	<p>学生が能動的に学ぶための授業環境・自習環境を整備・充実させるとともに教員の授業運営のスキルアップを図る。</p> <p>◆授業評価アンケートの「総合的な授業の満足度」の項目について、全学平均ポイント3.2以上(4段階評価)とする。(毎年度)</p> <p>◆FD活動参加教員の割合を90%以上とする。(毎年度)</p> <p>◆教職課程を履修する学生を支援するための教職教育センター機能を整備する。(平成32年度)</p>	18	アクティブラーニング形式授業に対応できる講義室を整備する。	平成29年度に改修した1室に加え、新たに講義室1室をアクティブラーニング形式の授業に対応できるよう改修を行い、後期授業から供用を開始した。併せて、「学生を授業に参加させる秘訣」をテーマとしたアクティブラーニング研修を開催したことなどにより、ディベートやグループワークなどの授業形式がさらに浸透し、改修した講義室の稼働率も向上した。	有 p20	III	III
		19	教員の授業運営改善、教育改善活動を誘発する支援制度構築に向けた検討を始める。	教育実践支援室の主催により、学生との懇談会を開催し、授業運営等に関して意見交換を行った。また、授業内容や授業評価アンケート等に対する具体的な意見を教育実践支援室において共有し、個々の授業運営等の改善にどのように反映できるか検討を進めた。さらに、授業運営だけでなく、自らの教育活動を俯瞰して振り返り、その改善につなげる取組として、TP(ティーチング・ポートフォリオ)チャートに関する研修を実施した。		III	III
		20 再掲 あり	教職教育センター機能設置に向け、学内施設調整を完了する。	教職教育センター(仮称)を全学共通教育推進機構の組織として設置することについて、同機構の全学共通教育運営会議および教務委員会に諮り、決定した。また、学内施設の利用状況の調査を行い、センター設置場所の候補を決定した。		III	III
10	教育を重視した教育研究組織体制を構築するとともに、学習効果が向上する柔軟な時間割・学期制度を導入する。	21 再掲 あり	教育組織と教員組織の分離に対応して教教分離推進チームにおける検討を進める。	教教分離推進チーム会議を開催し、教育組織と教員組織の分離による課題等を整理するとともに、学際融合分野の教育・研究が行いやすいことなどのメリットを踏まえ、組織体制等の考え方を検討した。また、他の公立大学と導入事例や検討状況について情報交換を行った。	有 p33	III	III
11	<p>資格取得のための課程それぞれについて存廃を含めて科目内容等を検討し、今後も存続させるものについては、施設・設備も含めた授業内容の高度化を図る。</p> <p>◆教職課程を履修する学生を支援するための教職教育センター機能を整備する。(再掲)(平成32年度)</p> <p>◆看護師、保健師、助産師、管理栄養士の国家試験合格率を100%とする。(毎年度)</p>	再掲 (20)	教職教育センター機能設置に向け、学内施設調整を完了する。(再掲)	教職教育センター(仮称)を全学共通教育推進機構の組織として設置することについて、同機構の全学共通教育運営会議および教務委員会に諮り、決定した。また、学内施設の利用状況の調査を行い、センター設置場所の候補を決定した。		III	III
		再掲 (8)	管理栄養士養成施設改修に向け人間文化学部内で学部棟(D棟)の施設利用調整、合意形成を図る。(再掲)	管理栄養士養成施設の再整備として、臨床栄養実習室を人間文化学部棟(D棟)内で移転するとともに、栄養教育実習室を共通講義棟(A4棟)に移転することを決定した。また、このうち共通講義棟の改修等を先行して進めることとし、これにかかる経費を平成31年度予算に反映した。		III	III

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標													
1 教育に関する目標		(2) 学生への支援に関する目標											
中期目標	6 学生への支援の充実 多様性をもつ個々の学生が安心して充実した学生生活を送れるよう、切れ目がない徹底した学修支援、生活支援を行う。												
	7 就職・キャリア形成支援等の充実 学生が希望する進路の実現に向けて支援体制の強化を図るとともに、ライフステージに応じたキャリア形成支援や健康教育等を実施する。 また、県域の発展に向けて、県内の企業等への就職促進につながる取組を推進する。												
	8 留学支援の充実 学生の留学に対する支援の拡充を図るとともに、海外からの留学生を受け入れるための環境を整備する。												
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)		計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価						
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置													
1 教育に関する目標を達成するための措置													
(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置													
12	個々の学生に対応した、学修・生活上の支援体制や制度および設備を充実させる。			授業料減免制度の収入基準等の算定見直しを行うなど、制度適用の更なる拡充を継続して行う。	授業料減免に必要となる財源を確保するとともに、所得基準の緩和および収入算定基準の見直しを行ったことにより、平成30年度の授業料減免率は4.0%となり、平成29年度の2.7%から1.3ポイント上昇した。また、さらなる拡充に向かって、平成31年度に適用する制度について、成績基準による減免率の見直しを行った。	III	III						
	◆大学全体での授業料減免率を公立大学平均とする。(平成32年度)			エンロールメント・マネジメント(EM)を行う体制について他大学での取り組みを調査するとともに、職員を研修会に派遣する。	エンロールメント・マネジメント(EM)を含むIRの取組について、他大学の事例等を調査するとともに、個々の学生の状況に応じた支援を行えるよう、障害のある学生等の支援に関する研修会に職員を派遣した。また、経済的な困窮や障害等により配慮が必要な学生について、個々の学生の状況等を関係者で情報共有して入学時から就職に至るまで支援する仕組みを検討し、今後の取組の計画をまとめた。	III	III						
13	キャリア教育や健康教育等を充実させ、学生が卒業後の自身の進路や健康等について考える機会を拡充する。			県内財界人や本学卒業生と学生との意見交換を通じ、学生のキャリア形成に向けた教育内容の充実を図る。	「地域中小企業講座」や「地域産業・企業から学ぶ社長講義」の科目において、県内財界人や企業経営者等による講義を行った。また、必要に応じて本学のOB・OGを交えつつ、アクティブラーニング形式により、学生との意見交換を行うことで、学生のキャリア意識を高められるよう、教育内容の充実を図った。	有 p21	III						
				健康教育関連科目について、全学共通科目における位置づけを再検討、整理する。	全学共通教育推進機構の人間学部会において、人間学の再編を検討する中で、健康や栄養などに関連する科目を人間学に位置づけることを含め、科目構成を整理した。また、健康教育関連科目の重要性を改めて確認し、全学共通の保健体育科目について、授業内容の一部を、生涯にわたって運動習慣として継続できるものに変更した。	III	III						

14	在学生および卒業生に対し、県内就職促進を含め、充実した就職支援を実施する。 ◆学内研究会に参加する県内企業の割合を33%以上とする。(平成35年度) ◆県内就職率を38%以上とする。(平成35年度)	26	COC+事業を着実に進めるとともに、学内で開催する業界・企業研究会等において、学生の地元企業に対する理解を深める取組を行う。	COC+事業として、近江樂士(地域学)副専攻による教育プログラムや、課題解決等の内容を含む15日間の就業体験を行う中期インターンシップ、6大学の学生がテーマに沿った事業計画を競うアイデアコンテストなどの取組を実施した。また、近江地域学会の起業・企業研究会の実施、学内研究会(業界研究会、企業研究会)への県内企業の招請などに加え、地元企業の魅力を学生に伝え、本学のOB・OGを含む若手社員と気軽に交流できる場として「ジョブ交座」を3回開催、学生約180名が参加し、県内企業に対する理解の促進を図った。	有 p21	III	IV
15	学生の海外への留学・研修・調査・研究等に対する各種支援を充実させる。 ◆留学など(留学、短期研修、調査等) 海外渡航を経験する学生数を年間180名以上とする。(平成35年度)	27	新たな海外短期研修プログラムの設置に向け検討を行う。	新たな海外短期研修プログラムとして、人間看護学部の学生を対象とした専門科目「看護英語実践」を集中講義により開講し、8名の学生が履修した。	有 p21	III	III
16	海外からの留学生・研修生・研究生・研究者等の受け入れ環境および支援体制を充実させる。 ◆留学生の滞在や交流のための環境を整備する。(平成33年度) ◆留学生(私費、交換、研究生等)受け入れ数を年間120名以上とする。(平成35年度)	28	特任教員による渡航前集中講座開催の可能性を検討する。	留学を考えている学生に対して、留学への動機付けやコミュニケーション能力向上のための研修に加え、特任教員の企画により、外部講師を招いた連続講座を開催した。また、海外における安全確保等の観点から、留学が決定した学生に対する渡航前研修のあり方について検討を行った。		III	III
		29	居住施設を含めた国際交流センター構想を組織的に検討し、その内容を学内で共有する。	国際交流センター機能を備えた留学生宿舎の整備について、その機能や課題等を国際交流委員会で検討し、学内で共有を図った。また、本学敷地内での施設建築について関係機関との調整を進めた。	有 p21	III	III
		30	日本語教育における滋賀大学との役割分担について協議を進める。	滋賀大学と協議を行い、日本語教育の共同実施について、日本語能力別によるクラスの分担など、各大学の役割を整理し、実施に向けた調整を進めた。		III	III

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標							
2 研究に関する目標 (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標							
中期目標	9 特色ある研究拠点の構築 独自性のある研究拠点を構築し、県立大学の強みや特色を活かした戦略的研究テーマに重点的に取り組む。 10 研究水準の検証・向上と研究成果の還元 研究分野および内容を検証し改善することにより、研究水準の向上を図る。また、研究成果を地域や国内外へ発信し、社会への還元を図る。						
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備 考
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
2 研究に関する目標を達成するための措置							
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置							
17	本学を特徴づける研究拠点を形成し、戦略的な研究課題を設定して研究を推進する。 ◆平成30年度に研究拠点の形成促進助成制度を整備し、平成31年度から毎年度1件以上の研究拠点を形成する。(平成31年度)	31 再掲あり	従来の「大型研究プロジェクト獲得のための予備的研究」と「国際共同研究推進のための準備研究」を見直し、新たな研究拠点形成のための助成制度を開始する。	平成30年度からの新たな研究支援制度として、研究拠点の形成を目的に創設した「研究コミュニティ形成促進費」により、学内募集を経て選定した3件の研究コミュニティに対して助成を行った。この成果をもとに、それぞれの研究コミュニティで、平成31年度に科研費等の外部競争的資金の申請を行うこととしている。また、平成31年度助成分についても、年度当初の早期から活動を開始できるよう、平成30年度中に学内募集を行い、審査手続きを進めた。	有 p21	III	III
		32 再掲あり	新たな研究費制度である「特定課題研究」および「提案課題研究」の仕組みを設計し、一部を平成30年度から試行し、平成31年度の本格実施に向けた準備を行う。	新たな研究支援制度として創設した「教育研究高度化促進費」に2つの区分を設け、このうち「提案課題研究」については、地域や社会が求める即応性の必要な研究を対象として、学内募集を経て選定した7件の研究課題に対して助成を行った。この試行結果をもとに、平成31年度助成分への応募は、科研費の採否結果を考慮して申請ができるように募集期間等を見直すとした。また、「特定課題研究」については、長期的に推進すべき学際的な研究テーマとして3つの特定課題を定め、平成31年度からの実施に向け、平成30年度中に学内募集を行い、審査手続きを進めた。	有 p21	III	III
18	学科毎に定めた研究成果指標に基づいて研究水準の向上に取り組む。 ◆口頭発表と学術誌への査読付き論文掲載数を合わせて年250件以上とする。(毎年度)	33	学科毎あるいは研究分野毎の研究成果指標データを過去3年分とりまとめ解析する。	研究成果指標として、本学の教員による過去3年分(平成27～29年度)の査読付き論文の投稿数を、学科別、掲載誌別に集計し、グラフ化するなど、解析を行い、研究戦略委員会において議論を行い、学内に共有を図った。	III	III	
		34	平成29年度に見直した新たな報償制度を実施する。	報償基準をより妥当性のあるものに見直した外部資金獲得者報奨制度により、平成29年度の外部資金間接経費獲得実績に基づき、24名を選定し、平成30年7月に特別表彰を実施した。	III	III	

19	研究成果は、多様な方法で、地域のみならず国内外へ積極的に発信し、産業振興や文化の発展に寄与する。 ◆機関リポジトリについて、毎年度平均25件以上、6年間で150件以上掲載する。(毎年度)	35	学部横断研究交流会を開催し、学内外に向けて成果を発信する(ポスターセッション開催)。	全学部の研究成果を学外に広く発信する機会として、多数の来場者が見込めるオープンキャンパスでポスターセッションを開催し、特別研究費および科研費による研究成果を公開した。ポスターセッションでは、教員が集まるコアタイムを設けることで、学部を超えた研究交流を促し、他分野の理解を図った。オープンキャンパス終了後は、図書情報センター内で掲示することで、学内にも発信を図った。また、研究成果の国内外への発信のため、論文等の研究成果を本学の機関リポジトリに積極的に掲載するよう促した結果、掲載件数が121件となり、前年度の20件から大幅に増加した。		III	III
----	--	----	--	---	--	-----	-----

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標
----------------------	-------------------

中期目標	11 研究実施体制の強化 研究推進に必要な資源を確保し研究基盤を強化とともに、研究者の育成・支援を図る。
	12 他の機関と連携した研究の推進 国内外の大学や試験研究機関等との連携を充実・強化し、共同研究を推進する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	委員会の評価	備 考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	--------	-----

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置								
2 研究に関する目標を達成するための措置								
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置								
20	研究推進に必要な環境整備と、研究資金の安定的な獲得により研究基盤の強化を図る。 ◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(平成31年度) ◆科学研究費助成事業(科研費)等の競争的外部資金の獲得件数を年100件以上とする。(毎年度) ◆学際的な研究を推進するための特定研究課題を大学が定め、それを支援する助成制度を整備する。(平成31年度)	36	URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィスの設置に向け、準備のための教員を配置し、取り組む。	URAオフィスの設置に向け、客員教授やコーディネーター等が業務内容等を検討するなど準備を進め、研究支援に関わる組織を一本化した「研究推進室」として、平成31年4月から設置することを決定した。併せて、研究戦略委員会と产学連携センター運営委員会を統合して研究推進委員会を設置することとし、学内の研究推進体制を整えた。	有 p21	III	III	
	再掲 (32)	新たな研究費制度である「特定課題研究」および「提案課題研究」の仕組みを設計し、一部を平成30年度から試行し、平成31年度の本格実施に向けた準備を行う。(再掲)	新たな研究支援制度として創設した「教育研究高度化促進費」に2つの区分を設け、このうち「提案課題研究」については、地域や社会が求める即応性の必要な研究を対象として、学内募集を経て選定した7件の研究課題に対して助成を行った。この試行結果をもとに、平成31年度助成分への応募は、科研費の採否結果を考慮して申請ができるように募集期間等を見直すとした。また、「特定課題研究」については、長期的に推進すべき学際的な研究テーマとして3つの特定課題を定め、平成31年度からの実施に向け、平成30年度中に学内募集を行い、審査手続きを進めた。	有 p21	III	III		

	研究者育成方針に基づく研究者育成の仕組みを整備し、計画的な支援を実施する。	37	若手研究者向けセミナーを実施する。	研究者支援策として、若手研究者を対象に、平成30年11月2日 に英語論文執筆講座を開催し、61名（教員21名、学生38名、 研究員2名）の参加があった。講座はビデオ録画し、当日参加 できなかった教員や授業の教材として貸出を行った。		III	III	
21	◆若手研究者向けの支援制度を整備する。（平成31年度）	38	民間財団等の学外の若手研究者支援事業の情報を収集し、積極的に研究者支援ポータル等を通じて発信する。	外部の研究助成ポータルサイトから、民間財団等による若手研究者向けの研究助成事業の情報を収集し、研究支援ポータルを通じて学内教員へ定期的に発信した。本学に案内等があつた情報に加え、56件の情報を自主的に収集し、合計222件の募集情報を発信した。		III	III	
22	社会や地域の求めに応じ、国内外の他の研究機関との連携・交流を図り、共同して研究を推進する。 ◆平成30年度に研究拠点の形成促進助成制度を整備し、平成31年度から毎年度1件以上の研究拠点を形成する。（再掲）（平成31年度）	再掲 (31)	従来の「大型研究プロジェクト獲得のための予備的研究」と「国際共同研究推進のための準備研究」を見直し、新たな研究拠点形成のための助成制度を開始する。（再掲）	平成30年度からの新たな研究支援制度として、研究拠点の形成を目的に創設した「研究コミュニティ形成促進費」により、学内募集を経て選定した3件の研究コミュニティに対して助成を行った。この成果をもとに、それぞれの研究コミュニティで、平成31年度に科研費等の外部競争的資金の申請を行うこととしている。また、平成31年度助成についても、年度当初の早期から活動を開始できるよう、平成30年度中に学内募集を行い、審査手続きを進めた。	有 p21	III	III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標													
3 地域貢献に関する目標		(1) 地域社会等との連携に関する目標											
中間目標	13 地域社会等との連携の推進	研究や地域活動を通じて地域の様々な主体との連携を強化し、地方創生の実現に向けて地域が抱える課題の解決につながる取組を推進する。											
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)													
計画番号 平成30年度計画 判断理由 (年度計画の進捗状況)													
特記事項の有無 自己評価 評価委員会の評価 備考													
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置													
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置													
(1) 地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置													
23 地域貢献におけるリエゾン機能を強化し、県をはじめとした行政、経済界、市民団体、県内大学等とSDGsも見据え、全方位的な連携体制を構築する。 ◆平成35年度に地域との連携を促進するワンストップ窓口取扱協力件数を年20件以上とする。(平成35年度)	再掲 (6)	地域人の登録制度を確立する。(再掲)	本学の地域教育プログラム履修者に対する指導および助言を行う「地域人」の登録制度を設け、大学院の副専攻「近江環人地域再生学座」の修了者(近江環人[コミュニティ・アーキテクト])をはじめとして、環境や多文化共生など様々な分野で主体的に活躍される地域活動の実践者から9名の登録があった。		III	III							
	再掲あり 39	地域連携コーディネーターを設置し、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」へ地域ニーズを提供する。	地域連携コーディネーター2名を雇用し、平成30年7月から、地域連携相談窓口を地域共生センター内に設置した。3月末までに35件の相談があり、ICTの活用等に関連した相談については、地域ひと・モノ・未来情報研究センターに情報提供した。		III	III							
	40	地域における各分野のトップリーダーと学長との意見交換の機会を設ける。	平成31年1月16日に大津市と包括連携協定を締結とともに、大津市長と学長の意見交換会を実施した。また、平成30年11月5日に彦根商工会議所会頭との意見交換会を実施し、これを受けて、彦根商工会議所の提供による世界遺産に関する寄附講座の開設につながった。	有 p22	IV	IV	彦根商工会議所会頭との意見交換会を受けて寄附講座を開設することになったことは、地域社会との連携の強化、地域の課題解決への貢献に資するものであり、県立大学にとっても新たな取組につながることから評価できる。						
	41	地域連携コーディネーターを設置し、本学と地域間の連携を促進するワンストップ窓口を設置する。	地域連携コーディネーター2名を雇用し、平成30年7月から、地域課題等に関する自治体、企業、NPO、市民団体等からの相談を一元的に受け付ける地域連携相談窓口を地域共生センター内に設置した。3月末までに35件の相談があり、学内の多様なリソースを活用して対応した。		III	III							
	42	国連アカデミック・インパクト(国連の実施する高等教育機関同士または教育機関と国連の連携等を促すプログラム)への登録を行い、対外的な情報発信を開始する。	SDGsに関わる機関等との連携拡大や情報発信強化のため、国連アカデミック・インパクトへの登録および関西SDGsプラットフォームへの参加を行った。これらの団体等を通じて、SDGs学生大会の開催などについて積極的に発信するとともに、県大SDGsアンバサダー事業により、SDGsの先進的な活動を行う大学に学生を派遣し、交流を図った。	有 p22	III	III							

	(続き)							
23		43	平成30年度SDGs学生大会(仮称)を開催する。	平成31年3月16日にSDGs学生大会を開催し、知事による基調講演、知事・大津市長を交えたパネルディスカッションのほか、学生団体等によるポスターセッションやワークショップなどを実施した。県外を含む17大学、10高校、1中学校、1小学校をはじめとして、学生を中心に359名の参加があり、活発な意見交換と交流が行われた。	有 p23	IV	IV	SDGs推進の拠点大学となることを目指す取組の一つとしてSDGs学生大会を開催し、県外を含む多くの学校から参加があり、活発な意見交換や交流が行われたことは、SDGsの普及や活動を促進するものであり、評価できる。
		再掲 (39)	地域連携コーディネーターを設置し、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」へ地域ニーズを提供する。(再掲)	地域連携コーディネーター2名を雇用し、平成30年7月から、地域連携相談窓口を地域共生センター内に設置した。3月末までに35件の相談があり、ICTの活用等に関連した相談については、地域ひと・モノ・未来情報研究センターに情報提供した。		III	III	
24	地域課題解決のための取組を強化し、地域と協働した研究等を通じ地域社会に貢献する。 ◆近江地域学会研究交流大会および各種研究会の参加者数を年間200名以上とする。(平成35年度)	44	近江地域学会の活動内容を充実、強化する。	近江地域学会の起業・企業研究会の新たな取組として、COC +事業によるアイデアコンテストで評価の高かった学生のビジネスプランを起業につなげられるよう、大学発ベンチャーを支援する仕組みの構築に向け、検討を開始した。		III	III	
		45	新制度による地域課題研究を開始する。	COC事業による公募型地域課題研究等の取組を、SDGsの視点でさらに充実・強化するため、SDGs大学拠点化事業として、SDGs特化型地域課題研究の制度を創設した。SDGsの視点に基づく地域課題の解決に関する地域との共同研究について、学内の教員から公募を行い、4件の研究テーマを採択して、研究を進めた。	有 p23	III	III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標 3 地域貢献に関する目標		(2) 産学官連携の推進に関する目標																																					
中間目標	14 産学官連携の推進 ICTの進展等に伴う既存産業の高度化や次世代産業の創出に寄与するため、地域の企業等との連携を強化し、社会情勢の変革にも対応した産学官共同研究を推進する。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)</th><th>計画番号</th><th>平成30年度計画</th><th>判断理由 (年度計画の進捗状況)</th><th>特記事項の有無</th><th>自己評価</th><th>評価委員会の評価</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置</td></tr> <tr> <td colspan="8">3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</td></tr> <tr> <td colspan="8">(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置</td></tr> </tbody> </table>								中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考	I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置								3 地域貢献に関する目標を達成するための措置								(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置							
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考																																
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置																																							
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置																																							
(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置																																							
<p>25 地域産業の高度化に寄与するため、産学官連携に関わる組織を再編し、産学官共同研究推進を図る仕組みを構築する。</p> <p>◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(再掲)(平成31年度) ◆民間企業および地方公共団体等との受託研究・共同研究契約件数の県内比率を50%以上とする。(毎年度)</p>																																							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>46</td><td>URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィスの組織体制を含めた次期産学連携推進計画(仮称)を整備する。</td><td>次期産学連携推進計画の策定について、産学連携センター運営委員会において検討を行い、平成31年度からの6年間を計画期間とする第3期計画として、新たに設置する「研究推進室」をはじめとした研究推進体制を含む「産学官連携推進計画」を整備した。 p23</td><td>有</td><td>III</td><td>III</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>47</td><td>予算を確保して、産学連携に関連する学会が主催する年次大会などへコーディネーターを派遣する。</td><td>科学技術振興機構(JST)が主催する研究成果の技術移転・産学連携業務に従事する人材の育成等を目的とした「目利き人材育成プログラム」に、産学連携コーディネーターを派遣し、専門能力の向上を図るとともに、研修内容を研究支援担当者間で共有した。</td><td></td><td>III</td><td>III</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>48</td><td>「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」と民間企業や自治体との「(仮)県大ICT研究サロン」等を設置するための準備に着手する。</td><td>(仮称)県大ICT研究サロンの設置に向け、地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおいて、定例会議で継続的に検討を行うとともに、民間企業の技術者、行政・研究機関等を対象としたICT実践セミナーや、センターの成果発表シンポジウムを開催することで、関係機関等の交流促進や機運醸成を図った。また、学内の教員やコーディネーター等による情報交換会を4回実施し、学部間で研究交流を進めた。</td><td></td><td>III</td><td>III</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>49</td><td>発明委員会での承継承認件数と審査請求承認件数をあわせて年10件とする。</td><td>教員による職務上の発明について、発明委員会での審査により、特許の出願を前提に大学が権利を承継するものとして承認した件数は5件、特許の権利化に向け審査請求を行うものとして承認した件数は6件で、合計11件となった。</td><td></td><td>III</td><td>III</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								46	URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィスの組織体制を含めた次期産学連携推進計画(仮称)を整備する。	次期産学連携推進計画の策定について、産学連携センター運営委員会において検討を行い、平成31年度からの6年間を計画期間とする第3期計画として、新たに設置する「研究推進室」をはじめとした研究推進体制を含む「産学官連携推進計画」を整備した。 p23	有	III	III			47	予算を確保して、産学連携に関連する学会が主催する年次大会などへコーディネーターを派遣する。	科学技術振興機構(JST)が主催する研究成果の技術移転・産学連携業務に従事する人材の育成等を目的とした「目利き人材育成プログラム」に、産学連携コーディネーターを派遣し、専門能力の向上を図るとともに、研修内容を研究支援担当者間で共有した。		III	III			48	「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」と民間企業や自治体との「(仮)県大ICT研究サロン」等を設置するための準備に着手する。	(仮称)県大ICT研究サロンの設置に向け、地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおいて、定例会議で継続的に検討を行うとともに、民間企業の技術者、行政・研究機関等を対象としたICT実践セミナーや、センターの成果発表シンポジウムを開催することで、関係機関等の交流促進や機運醸成を図った。また、学内の教員やコーディネーター等による情報交換会を4回実施し、学部間で研究交流を進めた。		III	III			49	発明委員会での承継承認件数と審査請求承認件数をあわせて年10件とする。	教員による職務上の発明について、発明委員会での審査により、特許の出願を前提に大学が権利を承継するものとして承認した件数は5件、特許の権利化に向け審査請求を行うものとして承認した件数は6件で、合計11件となった。		III	III		
46	URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィスの組織体制を含めた次期産学連携推進計画(仮称)を整備する。	次期産学連携推進計画の策定について、産学連携センター運営委員会において検討を行い、平成31年度からの6年間を計画期間とする第3期計画として、新たに設置する「研究推進室」をはじめとした研究推進体制を含む「産学官連携推進計画」を整備した。 p23	有	III	III																																		
47	予算を確保して、産学連携に関連する学会が主催する年次大会などへコーディネーターを派遣する。	科学技術振興機構(JST)が主催する研究成果の技術移転・産学連携業務に従事する人材の育成等を目的とした「目利き人材育成プログラム」に、産学連携コーディネーターを派遣し、専門能力の向上を図るとともに、研修内容を研究支援担当者間で共有した。		III	III																																		
48	「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」と民間企業や自治体との「(仮)県大ICT研究サロン」等を設置するための準備に着手する。	(仮称)県大ICT研究サロンの設置に向け、地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおいて、定例会議で継続的に検討を行うとともに、民間企業の技術者、行政・研究機関等を対象としたICT実践セミナーや、センターの成果発表シンポジウムを開催することで、関係機関等の交流促進や機運醸成を図った。また、学内の教員やコーディネーター等による情報交換会を4回実施し、学部間で研究交流を進めた。		III	III																																		
49	発明委員会での承継承認件数と審査請求承認件数をあわせて年10件とする。	教員による職務上の発明について、発明委員会での審査により、特許の出願を前提に大学が権利を承継するものとして承認した件数は5件、特許の権利化に向け審査請求を行うものとして承認した件数は6件で、合計11件となった。		III	III																																		

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標 3 地域貢献に関する目標 (3) 生涯教育の推進に関する目標							
中期目標	15 生涯教育プログラムの充実 幅広い年齢層の学習意欲に対応した教育を推進するとともに、地域での自立的な活動や健康寿命の延伸等につながる生涯教育プログラムの開発に向けた取組を行う。 16 生涯教育実施体制の整備 地域の多様な人々が学ぶことができる生涯教育拠点として、社会人やアクティビティシニアなどを積極的に受け入れるための体制を整備する。						
	中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (3) 生涯教育の推進に関する目標を達成するための措置							
26 多様な人々の学習意欲に応え、キャリアアップ、地域貢献、健康寿命の延伸等、地域において関心の高いテーマに対応した生涯学習プログラムの充実・開発を行う。 ◆職業実践力育成プログラム(BP)に認定されたプログラムに関して、満足度4以上(5段階評価)の受講者の割合を80%以上とする。(毎年度)	50 職業的キャリアアップ教育等のプログラム作りに向けた検討を行う。	50 アンケート調査結果等を反映した社会人専門講座を提供する。	52 小学生向け地域教育プログラムのマニュアル化を図り、広くPRする。	在宅療養のニーズの高まりや、訪問看護ステーションへのアンケート調査等を踏まえた検討に基づき、実務経験者のキャリアアップを念頭に、大学院人間看護学研究科に、新たに在宅看護分野の専門看護師育成コースを設置することとし、平成31年2月に、日本看護系大学協議会から高度実践看護師教育課程の認定を受けた。 平成30年度春期の公開講座で、関心の高いテーマ等に関して、受講者にアンケート調査を実施し、「健康・体力」の分野の希望が最も高かったことを踏まえて、社会人向けの専門講座を提供した。今回は「健康寿命を延ばすコツ—身体も心も朗らかに—」をテーマとして、シリーズ化した3回連続の社会人専門講座を開催したほか、「フランス発のケア技法『ユマニチュード』に学ぶ」をテーマに公開講演を開催した。 COC事業による「地域デザイン・カレッジ」の一環として平成28年度から取組が始まった多賀町大滝小学校における地域教育の成果をまとめ、小学校高学年を対象とした地域学習プログラムの児童用副読本と教員用マニュアルを作成した。このマニュアル等は、他校でも利用可能な教材として、全国の教育委員会に提供した。	有 p23 有 p23 有 p23	IV III III	III III III
27 「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」や生涯学習拠点としての「地域共生センター」等において、地域の多様なニーズに対応した受講者受け入れ体制を整備強化する。 ◆公開講座に関して、満足度4以上(5段階評価)の受講者の割合を95%以上とする。(毎年度)	53 外部講師活用も含め、幅広いニーズに応じた講座・講演の提供を行う。	再掲 (12) Society5.0も見据え、工学研究科に副専攻を設置し、大学院生および社会人を受け入れる。(再掲)	SDGs関連の集中講義科目や近江環人地域再生学座の授業において、民間企業や地域社会における実践者等40名を外部講師として招くとともに、その講義の一部を新たに一般に公開した。 平成30年4月から大学院工学研究科に副専攻「ICT実践学座“e-PICT”」を設置した。設置初年度は、数値目標に掲げた10名を大きく上回る大学院生21名が登録するとともに、社会人1名を受け入れた。	有 p23	III III	III III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	
4 県立大学のブランド力の向上に関する目標	(1) 広報活動の推進に関する目標

中期目標	17 社会に対する広報の効果的な実施 地域貢献活動や研究成果などの県立大学の取組を力強く発信することで多くの人の興味や関心を得るとともに、報道機関への適時適切な情報提供や積極的な情報公開を推進する。
	18 戦略的な入試広報の実施 学内外の媒体を効果的に活用し、受験生やその保護者、高等学校の教員等が求める情報の発信を強化する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考											
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置																		
4 県立大学のブランド力の向上に関する目標を達成するための措置																		
(1) 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置																		
28	広報戦略に基づき、教育、研究、地域貢献活動の成果など本学の強みを積極的に発信する。 ◆ホームページ全体へのアクセス数を年間300万件以上とする。(平成35年度)	54	大学ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での情報発信を着実に行うとともに、平成31年度のホームページのリニューアルに向けて、アクセシビリティに配慮し、操作をしやすいウェブサイト更新システムを検討し、ホームページ更新仕様書を作成する。	大学ホームページやFacebookでの情報発信を継続的に行うとともに、新たにInstagramによる発信を試行した。また、大学ホームページのリニューアルの検討を行い、アクセシビリティ向上のためのウェブサイト更新システムの改良を行うこととし、ホームページ更新仕様書を作成した。	有 p24	III	III											
29	パブリシティ活動を強化するとともに、様々な手法を活用して本学のイメージアップを図る。 ◆新聞掲載件数を年間400件以上とする。(毎年度)	55	広報委員や広報連絡員等が連携し、教員の研究や学生の活動も含めて素材を積極的に拾い上げ、活発な資料提供を行うとともに、県等とも連携した本学の情報発信についても検討する。	広報連絡員等が連携して、広報素材の掘り起こしに努めるとともに、新たに大学講座情報を新聞社に提供するなど、パブリシティ活動を強化し、新聞掲載件数は433件(対前年比37.9%増)となった。また、県等と連携した情報発信について、広報連絡員会議で検討したほか、大学広報誌「県大jiman」に知事インタビューの特集を掲載した。	有 p24	IV	IV	全学的な広報推進体制の強化、広報マインドの向上などにより、広報連絡員等が連携した広報素材の掘り起こしなど積極的なパブリシティ活動が行われ、新聞掲載件数が前年度比で100件以上(37.9%)増加したことは、県立大学の取組を学外に広く伝えるものであり、評価できる。										
30	学内外の媒体を活用し、各ステークホルダーに向けた適時・適切な入試情報を発信するなど、戦略的な入試広報を展開する。 ◆進学相談会・進学フェアでの接触人数を年間1,100人以上とする。(毎年度) ◆オープンキャンパス参加者に対するアンケートで、本学を進学第1希望とする割合を40%以上とする。(平成35年度)	56	オープンキャンパスの参加者の利便性等を考慮に入れ、総合パンフレットの見直しを行う。	オープンキャンパス参加者に配布するパンフレットについて、参加者が見学先を自由に選択し、散策しやすいよう、模擬講義や実験等の体験、展示など、学科ごとの企画内容と実施時間、会場マップを一冊に集約し、利便性の向上を図った。	III	III												

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	4 県立大学のブランド力の向上に関する目標	(2) 広報推進体制の強化等に関する目標
----------------------	-----------------------	----------------------

中間目標	19 広報推進体制の強化等 大学の理念等を共有するためのUI(ユニバーシティ・アイデンティティ)活動を推進するとともに、教職員の情報発信意識の向上を図り、全学的な広報推進体制を強化する。
------	--

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置

4 県立大学のブランド力の向上に関する目標を達成するための措置

(2) 広報推進体制の強化等に関する目標を達成するための措置

31 UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)活動を推進し、大学の理念等の一層の浸透を図るため広報戦略を開発する。 ◆平成32年度に大学グッズを制作し、販売を開始する。(平成32年度)	57	UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)活動のあり方を検討するワーキンググループを設置し、UI活動の推進に向け、現状を整理し、素材のさらなる有効活用を含め、UI活動全体の取組方針を定める。	UI活動の推進に向け、ワーキンググループの設置に代えて、学生、大学生協を交えた意見交換会を開催し、UI・大学広報に対する意識や意見を聞くとともに、広報委員会において審議を行い、UI活動の推進に関する取組方針を定めた。	有 p24	III	III	
32 教職員の広報マインドの徹底と広報室を核とした全学的な広報体制を強化する。 ◆資料提供件数を年間100件以上とする。(毎年度)	58	研修会の開催やニュースレターの配信を行い、広報マインドの向上を図る。また、広報の取組実績の検証等を踏まえ広報方針・計画を作成し、広報委員・広報連絡員・広報室が連携して、全学的に活動を推進する。	広報委員会において、広報効果に関する新入生向けアンケートの結果やパブリシティの実績を検証するとともに、広報に関する年間の計画、スケジュールをまとめたほか、効果的な資料提供(プレスリリース)のタイミングなどの方針を決定し、情報共有を行った。また、教職員を対象とした広報マインド向上研修を12月に実施したほか、広報連絡員会議の開催、学内向けの広報ニュースレターの配信などにより、広報マインドの向上を図った結果、資料提供件数は120件(対前年比48.1%増)となった。	有 p24	III	III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する特記事項

【 教育 】

1 地域教育プログラムの充実等に向けた取組（計画番号 1・3・5）

文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」（平成 25 年度から 5 ヶ年）、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」（平成 27 年度から 5 ヶ年）の採択を受け、地域を志向した教育プログラムの改革や地域との連携強化に取り組んできたが、地域教育プログラムによる教育の効果を見極め、さらなる充実に向けた改善等を検討するため、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を測定する PROG テストについて、1 回生時のテストに加えて、3 回生においても対象を全員に拡大して実施した。テストの際には、近江楽士副専攻や近江楽座への参加状況を併せて確認し、地域活動の経験別に課題解決能力等の成長度を比較するなどの分析を行って、その結果を教職員向けの研修で解説し、今後の教育改善や就職支援等にも活かせるよう学内で共有を図った。

また、平成 31 年度末で採択期間の満了を迎える COC+ 事業の終了後も、地元志向教育や雇用創出・若者定着に関する連携体制を継続できるよう、COC+ 参加 6 大学で構成する「ポスト COC+ のあり方検討会議」で検討を行い、「ポスト COC+ のあり方」の中間取りまとめを行った。

2 教育の質保証の取組と教育課程・教育環境の整備（計画番号 7・11・18）

教育の質保証や国際的通用性確保の観点から、単位の実質化に向け、授業時間外を含めた学修時間の確保が求められており、全学教育構想委員会において、検討すべき項目の洗い出しを行うとともに、全学を挙げて具体的な取組を進められるよう、関係の委員会や各学部等の取組事項を整理して、今後の進め方を共有した。

また、大学院における高度専門職業人の養成を図るため、人間看護学研究科への助産師養成課程と在宅看護分野の専門看護師育成コースの新設に向けた手続きを進め、平成 31 年 4 月からの開設に至った。これに加え、県内唯一の看護系養護教諭養成大学として、より専門性の高い学びのニーズに対応するため、令和 2 年度から養護教諭専修免許にかかる教職課程を開設することとして、平成 31 年 3 月に文部科学省に課程認定申請を行った。

教育環境の整備としては、多様な授業形態に対応できるよう、平成 29 年度に改修した 1 室に加え、新たに講義室 1 室をアクティブラーニング対応仕様に改修し、電子黒板、複数のホワイトボード等を設置した。平成 30 年度後期授業から供用を開始し、併せて「学生を授業に参加させる秘訣」をテーマとしたアクティブラーニング研修を実施したことなどにより、ディベートやグループワークなどの授業形式がさらに浸透し、改修した講義室の稼働率も向上した。この研修は、FD 活動の一環として、関西地区 FD 連絡協議会との共催により実施したが、他大学の教員からも好評で、本学における授業改善活動のレベルの高さを確認する機会となった。



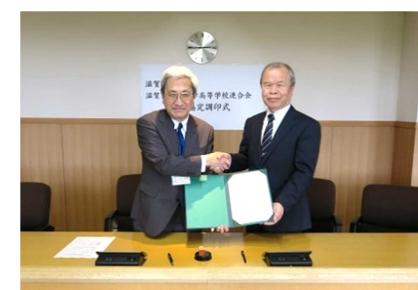
[アクティブラーニング研修]

3 入試改革への対応と高大連携事業の充実（計画番号 14・15・16）

大学入学共通テストの導入などの入試改革が進む中、2021 年度入学者選抜試験（2020 年度実施）に向けて、入試についての方針や方法等の検討を行い、共通テストおよび英語の民間試験を利用することを決定して、平成 30 年 7 月のオープンキャンパス前に公表するとともに、入試区分の変更や調査書等の活用などについても平成 31 年 3 月に公表した。

これに加え、受験生と大学の双方に利点のある Web 出願について、他大学の取組状況や先行導入事例の調査を行い、メリットや費用対効果、導入までのスケジュールなどについて、入学試験委員会で検討を進めた。

また、高大連携事業の充実に向け、平成 30 年 5 月に滋賀県私立中学高等学校連合会と連携協定を締結した。これを受け、これまで県の教育委員会との共催により実施してきた大学連携講座を、県内の私立高等学校を加えた形で実施し、新たに 40 名の生徒の参加を得た。



[滋賀県私立中学高等学校連合会との連携協定締結式]

4 キャリア教育や就職支援の充実（計画番号 24・26）

COC+事業により、キャリア教育の充実に取り組んできたが、「地域中小企業講座」における企業経営者等による講義や、課題解決等の内容を含む 15 日間の就業体験を行う中期インターンシップなどの取組を継続して実施するとともに、新たな取組として「ジョブ交座」を実施した。これは、ランチタイム時に学生が集まる学生ホールにおいて、本学のO B・O G を含む地元企業の若手社員と気軽に意見交換できる場を設けるもので、平成 30 年度は試行として 3 回開催した。この取組により、学生の県内企業に対する理解の促進を図るだけでなく、学年に関係なく早くから様々な業種の社員と接することで、学生のキャリア選択の幅を広げることにもつながっている。



[ジョブ交座]

5 教育の国際化と国際交流の推進（計画番号 27・29）

外国語によるコミュニケーション能力の向上のほか、国際感覚の涵養と異文化の理解を深めることを目的に、アメリカおよび中国での短期研修プログラムを提供してきたが、新たな海外短期研修プログラムの設置を検討し、人間看護学部の学生を対象とした専門科目「看護英語実践」を集中講義により開講した。この科目は、アメリカの医療施設の見学やスタッフとの意見交換を通じて、アメリカの医療や教育システムを学ぶとともに、現地の看護学生と交流を深めるもので、8 名の学生が履修した。

また、海外からの留学生等の受け入れ環境を整え、交流の促進を図るために、国際交流センター機能を備えた留学生宿舎の整備について、その機能や課題等を国際交流委員会で検討し、学内で共有を図った。B T O 方式（民間事業者が施設を建設し、完成後に大学に所有権を移転したうえで、民間事業者が管理運営を行う方式）による収支見通しを検討し、本学敷地内での居住施設建築にかかる敷地排水等の規制について、関係機関と協議を整えるなど、調整を進めた。

【 研究 】

1 研究活動の推進に関する取組（計画番号 31・32）

研究活動を活性化し、本学の強みや特色を活かした戦略的研究テーマに取り組むため、学内の公募型研究費助成制度の見直しを継続的に進めてきたが、平成 30 年度からの新たな研究支援制度として、複数の学内教員および国内外研究者を結集して、卓越した研究内容と優れた研究環境を持つ研究拠点・研究基盤の形成を目指す「研究コミュニティ形成促進費」と、地域や社会が求める課題に対応する即応性の必要な研究課題（提案課題研究）を支援する「教育研究高度化促進費」による助成を開始した。

「研究コミュニティ形成促進費」では、学内募集を経て選定した 3 件の研究コミュニティに対して助成を行い、この成果をもとに、それぞれの研究コミュニティで、平成 31 年度に科研費等の外部競争的資金の申請を行うこととしている。

「教育研究高度化促進費」では、「提案課題研究」として、学内募集を経て選定した 7 件の研究課題に対して助成を行ったほか、平成 31 年度からの助成制度として、本学が長期的に推進すべき学際的な研究課題を支援する「特定課題研究」の区分を新たに設けるとともに、対象とする研究テーマを研究戦略委員会で検討し、「琵琶湖モデル構築」「健康寿命延伸」「地域課題解決」の 3 つを特定課題と定めた。

平成 31 年度に向けては、年度当初の早期から活動を開始できるよう、「研究コミュニティ形成促進費」および「教育研究高度化促進費」のうち「特定課題研究」について、平成 30 年度中に学内募集を行い、審査手続きを進めた。「提案課題研究」については、平成 30 年度の試行結果をもとに、平成 31 年度助成分への応募は、科研費の採否結果を考慮して申請ができるように募集期間等を見直すこととした。

2 研究推進体制の強化に関する取組（計画番号 36）

研究戦略の企画立案、研究資金の獲得支援、知的財産権の管理・活用等を行う U R A （ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）オフィスの設置に向け、客員教授やコーディネーター等が業務内容等を検討するとともに、国の研究関連施策等の情報収集を行うなど、準備を進めた。新たな組織の名称は「研究推進室」とし、研究支援に関わる組織を一本化して、平成 31 年 4 月から設置することを決定した。併せて、研究戦略委員会と産学連携センター運営委員会を統合して研究推進委員会を設置することとし、学内の研究推進体制を整えた。

また、アジア圏の研究機関と連携して、湖沼流域管理に関する政策・社会科学分野における共同研究等を推進するため、環境科学部の附属施設として「湖沼流域管理研究センター」を平成 30 年 11 月に設置した。このセンターでは、中国湖南省に設立された「中日湖沼洞庭湖－琵琶湖環境管理政策・法律研究センター」との間で、研究者や学生の相互交流を図りながら共同研究や人材育成を進めることとし、中国湖南省で 11 月 13 日に行われた除幕式に、理事長および環境科学部長（湖沼流域管理研究センター長）が滋賀県知事とともに出席したほか、「研究コミュニティ形成促進費」を活用して、関係機関等と連携した研究会を実施するなど、研究コミュニティの形成を進めた。



[中日湖沼洞庭湖－琵琶湖環境管理政策・法律研究センター除幕式]

3 研究倫理教育による不正行為防止のための取組（計画番号 76）

研究活動における不正行為防止のため、研究倫理セミナーを実施した。研究に携わる教職員や研究員が全員参加できるように、同一内容の研修を 3 回開催するとともに、欠席者には大学独自で作成した e ラーニング教材による受講を求め、その結果、教員の参加率は 100% となった。このセミナーは、研究・評価担当理事を講師として、グループディスカッションを交えた形式で実施し、欠席者を含む対象者全員から「理解度チェックシート」の提出を求めて、研究者倫理に関する知識の定着を図った。

また、学生を含めた研究者の研究倫理意識を高めるため、「責任ある研究活動のために」、「公的研究費の不正使用防止のために」の 2 種類のリーフレットを作成し、学内の教員全員に配付するとともに、平成 31 年度の新学期から大学院学生にも配付することとした。

さらに、研究活動上の不正行為防止計画に基づく取組の一つとして、学生への研究倫理教育および情報倫理教育のためのリーフレットを作成し、新入生に配付することとした。



[研究倫理教育リーフレット]

【 地域貢献 】

1 地域社会における連携の推進（計画番号 40）

地元経済界や自治体等との連携・協力を進め、彦根市をはじめとする県内自治体とも連携協定を締結してきたが、平成 31 年 1 月に、自治体としては 12 団体目となる大津市と包括連携協定を締結した。この協定では、SDGs の普及、環境保全や県内雇用の推進、人材育成、地域活性化、文化振興、学校教育・生涯学習等を連携事項とし、協定締結式に併せて大津市長と学長による意見交換を実施したほか、3 月 16 日に開催した SDGs 学生大会のパネルディスカッションに大津市長が登壇するなど、具体的な取組を進めた。



[大津市との包括連携協定締結式]

また、彦根城の世界遺産登録に向けて取組を進めている彦根商工会議所の会頭との意見交換会を平成 30 年 11 月に実施し、これを受け、彦根商工会議所の提供により、平成 31 年度から世界遺産に関する寄附講座を開設することにつながった。

2 SDGs の推進に関する取組（計画番号 42・43・45）

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）は、本学が進めてきた「環境と人間」をキーワードとした地域と密接につながる実践的な教育や、地域課題を解決するための研究・地域活動とも深くつながるものであり、SDGs 推進の拠点大学となることをを目指して、SDGs の普及や活動を促進する取組を行った。

SDGs にかかる取組の実施にあたり、学生の視点からの意見や提案などを聴き、事業に反映させるため、学長と学生を交えた意見交換を行い、平成 30 年 6 月 16 日の「湖風夏祭」において、



[学長と学生との意見交換]



[湖風夏祭での S D G s 宣言]

平成 31 年 3 月 16 日には「びわ湖で考える S D G s」と題した S D G s 学生大会を開催し、知事による基調講演、知事・大津市長を交えたパネルディスカッションのほか、学生団体等の活動を紹介するポスターセッション、学生活動が抱える課題の解決策や新たな展開等をディスカッション形式で話し合うワークショップなどを実施した。県外を含む 17 大学、10 高校、1 中学校、1 小学校をはじめとして、学生を中心に 359 名の参加があり、活発な意見交換と交流が行われた。



(パネルディスカッション)



(ポスターセッション)

[S D G s 学生大会]

また、C O C 事業による公募型地域課題研究等の取組を、S D G s の視点でさらに充実・強化するため、S D G s 大学拠点化事業により、S D G s 特化型地域課題研究制度を創設したほか、学生主体の地域活動を支援する「近江楽座」の取組に S D G s 推進枠を設け、S D G s の達成につながる課題解決を推進するなど、教育、研究、地域貢献活動の各分野にわたり、様々な活動を展開した。

3 産学官連携に関する取組（計画番号 46）

産学官による共同研究等の推進を図る仕組みとして、産学連携を含む研究支援に関わる組織を一本化した「研究推進室」を平成 31 年 4 月から設置することとし、これらの研究推進体制を踏まえつつ、平成 31 年度からの 6 年間を計画期間とする「産学官連携推進計画」を整備した。新たな計画では、従前の計画で「産学連携」としていた部分を「産学官連携」に変更し、具体的な取組として、県の工業技術総合センター等の公設試験研究機関との交流を深め、オープンイノベーションによる産学官連携活動を推進することを加えた。

また、平成 31 年 4 月からの施行に向け、新たに「産学官連携における秘密情報管理に関するガイドライン」を定め、共同研究等に学生等が参加する際に遵守すべき事項を周知し、参加学生に対して「秘密保持誓約書」の提出を求めるなどの仕組みを整えた。

4 社会人への様々な学習機会の提供（計画番号 12・50・51）

社会人向けのキャリアアップ教育として、大学院工学研究科に平成 30 年 4 月から設置した副専攻「I C T 実践学座“e-PICT”」に社会人コースを設け、受講生の受け入れを行ったほか、大学院人間看護学研究科に新たに在宅看護分野の専門看護師育成コースを新設することとした。これは、在宅療養のニーズの高まりや、訪問看護ステーションへのアンケート調査等を踏まえたもので、平成 31 年 4 月の設置に向けて準備を進め、日本看護系大学協議会から高度実践看護師教育課程の認定を受けた。

また、生涯学習プログラムの充実に向け、平成 30 年度春期の公開講座で、関心の高いテーマ等に関して、受講者にアンケート調査を実施し、

「健康・体力」の分野の希望が最も高かったことを踏まえて、社会人向けの専門講座を提供した。今回は「健康寿命を延ばすコツ－身体も心も朗らかに－」をテーマとして、人間看護学部の教員 3 名が講師を務める 3 回連続の社会人専門講座を開催したほか、「フランス発のケア技法『ユマニチュード』に学ぶ」をテーマに、考案者のイヴ・ジネスト氏を招き、知覚・感情・言語による包括的なコミュニケーションに基づいたケア技法に関する公開講演を開催した。



[公開講演チラシ]

【 県立大学のブランド力の向上 】

1 広報戦略に基づく広報活動の展開（計画番号 54・55・58）

大学のブランド価値の向上と入学志願者の確保を目的に、平成 28 年度に策定した広報戦略に基づき、入試広報をはじめとする大学 PR 広報を展開した。

大規模進学フェアへの出展や進学関連ウェブサイト・情報誌を通じた入試広報のほか、大学ホームページや Facebook での情報発信を継続して行うとともに、新たに Instagram による発信を試行した。Instagram では、視覚的な効果が高く、親近感を感じてもらいやすいといった SNS の利点を活かせるよう、本学の開放的なキャンパス風景や学生活動の様子などを積極的に発信した。

学生スタッフが主体となって企画・編集等を行っている大学広報誌「県大 jiman」では、平成 31 年 2 月に発行した第 24 号において、三日月大造滋賀県知事へのインタビューを行い、SDGs の取組や学生活動に対する考え方などについて、対談形式の特集を掲載した。この特集では、本学の「近江楽座」などの活動にも触れつつ、SDGs の理念や取組などについて、学生等に向けて発信した。



[「県大 jiman」第 24 号]



[知事インタビューの様子]

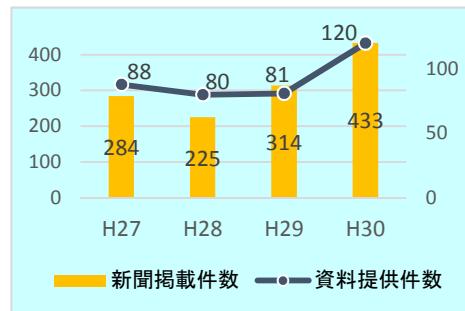
また、全学的な広報推進体制を強化するため、教職員を対象とした広報マインド向上研修を 12 月に実施したほか、広報連絡員会議の開催、学内向けの広報ニュースレターの配信などにより、広報マインドの向上を図るとともに、広報連絡員等が連携して広報素材の掘り起こしに努め、新たに大学講座情報を新聞社に提供するなど、

パブリシティ活動を展開した。これらの取組により、平成 30 年度の資料提供（プレスリリース）件数は 120 件（対前年比 48.1% 増）、新聞掲載件数は 433 件（対前年比 37.9% 増）となり、前年度から大幅に増加した。

2 U I 活動の推進とブランド力の向上（計画番号 57）

教職員や学生等が大学の理念等を共有し、より効果的、戦略的な広報活動を行うことで本学の特徴や強みを伝え、大学のブランド価値の向上につなげるため、U I（ユニバーシティ・アイデンティティ）活動の推進に向けて、平成 31 年 3 月に取組方針を策定した。策定にあたっては、学生、大学生協を交えた意見交換会を開催し、U I・大学広報に対する意識や意見を聞くとともに、広報委員会において審議を行い、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」といったモットーなど、本学の U I の要素を活かしつつ、「人間学」や「近江楽座」をはじめとする本学の取組の中に特徴や強みがあることを改めて認識し、これらの浸透と積極的な発信を図ることとした。

また、平成 31 年 3 月 27 日に発表されたイギリスの教育専門誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーションによる「THE 世界大学ランキング日本版 2019」において、本学が総合 141～150 位にランクインした。日本版ランキングの指標は、「教育リソース」「教育充実度」「教育成果」「国際性」の 4 分野で構成され、どれだけ充実した教育が行われているかを示す「教育リソース」（93 位）と、どれだけ卒業生が活躍しているかを示す「教育成果」（129 位）で高い評価を得た。



[資料提供・新聞掲載件数の推移]

II 大学経営の改善に関する目標	
1 業務運営の改善に関する目標	(1) 組織運営の改善等に関する目標
中期目標	
20 組織の見直し・改善 社会の変化に対応するため、柔軟に教育研究組織の編成の見直し・改善を行うとともに、教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。また、大学間連携についても更に進める。	
21 人権意識の向上 ハラスメントや人権侵害を防止するため、人権研修等を通じて学生や教職員の人権意識の向上を図る。	
22 働き方改革等の推進 ワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革や女性活躍の推進に積極的に取り組み、男女共同参画を総合的に推進する。	

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備 考
II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置							
(1) 組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置							
33 社会情勢の変化に対応し、柔軟に教育研究組織、事務組織の見直しを行うとともに大学間連携を更に推進する。 ◆教・教分離の新組織体制を開始する。(再掲)(平成32年度) ◆地域ひと・モノ・未来情報研究センターを全学の附属施設とする。(平成32年度)	再掲 (21)	教育組織と教員組織の分離に対応して教教分離推進チームにおける検討を進める。(再掲)	教教分離推進チーム会議を開催し、教育組織と教員組織の分離による課題等を整理するとともに、学際融合分野の教育・研究が行いやすいことなどのメリットを踏まえ、組織体制等の考え方を検討した。また、他の公立大学と導入事例や検討状況について情報交換を行った。	有 p33	III	III	
34 教育研究活動の活性化等に資するため、教育研究支援体制を充実する。 ◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(再掲)(平成31年度)	59	事務局組織を見直し、研究支援体制の窓口を「(仮)地域連携・研究支援課」に一本化する。	平成30年4月から、地域連携推進グループを「地域連携・研究支援課」に改編し、従前から所掌していた受託・共同研究事務に加え、経営企画グループが所掌していた研究支援事務を移管して、研究支援体制を一本化した。		III	III	
35 障害者差別解消法に的確に対応するとともに、ハラスメント防止や人権意識を向上するため、研修の充実や環境整備を行う。 ◆人権研修参加率は100%を目指す。(毎年度)	60	「ハラスメントの防止等のために公立大学法人滋賀県立大学役員および職員が認識すべき事項についての指針」の見直しを行うとともに、人権問題に関する研修を人権問題委員会や男女共同参画推進本部などが主催し、広く学内に向けて実施する。	ハラスメントの防止等に関する規程のほか、関連する指針等について、人権問題委員会において見直しを検討し、改正を行った。また、「部落問題の現状と課題」をテーマに人権問題研修会を開催し、123名の参加があったほか、学部別に実施した研修にも延べ173名の参加があった。研修参加率100%を目指して、事務局においては、欠席者に対する伝達研修を行った。		III	III	

36	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を着実に実施するとともに、教職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備する。 ◆次期一般事業主行動計画を平成32年4月に施行する。(平成32年度) ◆時間外勤務時間数を事務局職員1人あたり年間200時間以下とする。(平成31年度) ◆年次有給休暇取得日数を教職員1人あたり年間14日以上とする。(平成31年度)	61	働きやすい職場環境の整備のため適切なワークバランスの実現に努め、時間外勤務の縮減と休暇取得の増加に向けて、啓発と支援策を講じる。	時間外勤務の縮減と休暇取得の増加に向け、事務局職員2名を増員し、業務量に応じた人員配置を行ったほか、人事評価制度による面談等の機会を活用した啓発や、ノーギャラリーの案内放送、退勤を促すチャイムの設置を行うとともに、適正な労働時間管理のため、出退勤時間の把握、時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底、特別延長適用の衛生委員会等への報告などに取り組み、対前年比で時間外勤務実績は16.1%減少し、年次有給休暇取得数は3.0%増加した。また、働き方改革関連法の施行に伴い、就業規則等の改正を行った。	有 p33	III	III	
37	男女共同参画推進計画、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の着実な実施など男女共同参画を総合的に推進する。 ◆教員全体に占める女性教員の割合を30%以上とし、全ての学部に女性教員を任用する。(平成32年度) ◆女性役員を任用する。(第3期中期計画期間内)	62	男女共同参画を全学的な取組みとするため引き続き構成員の実態把握を行い、次期計画策定の検討に反映する。	平成29年度に実施した教職員の男女共同参画に関する意識調査の結果について、男女共同参画推進本部員会議で共有するとともに、学生を対象とした意識調査を実施し、分析を進めた。これらの結果をもとに、次年度にかけて検討を行い、男女共同参画推進計画、女性活躍推進法に基づく次期・一般事業主行動計画を策定することとしている。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標

1 業務運営の改善に関する目標

(2) 人事制度の改善等に関する目標

中期目標	23 人事制度の改善 適正な定員管理のもと優秀な教職員を確保するとともに、教職員の評価制度を整備し、公正かつ適正な待遇を行う。
	24 教職員の資質・能力向上 教職員の資質向上と能力開発を総合的に推進するとともに、教職協働を一層推進する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(2) 人事制度の改善等に関する目標を達成するための措置

38	第3期人事計画を策定し、適正な定員管理を行うとともに、優秀な教員・事務職員を確保する。 ◆事務職員の法人職員比率を60%とする。(平成35年度)	63	第3期人事計画を策定する。	教育組織と教員組織の分離を行うことを念頭に、平成30年6月に第3期人事計画を策定した。この計画により、事務局職員について、業務量および内容に見合った人員配置となるよう必要な措置を行うこととし、年度途中の法人職員の欠員に対応するため、契約職員等を対象に職員登用試験を実施して2名の登用を行った。	有 p33	III	III	
		64	労働契約法に適切に対応するため就業規則の整備を行う。	改正労働契約法の施行に伴い、有期労働契約の新たな制度に対応した就業規則を平成30年4月から施行するとともに、契約職員からの職員登用制度を新設し、10月に1名、平成31年1月に1名の採用を行った。また、無期雇用に転換した契約職員に適用する就業規則を新たに整備し、平成31年4月から施行することとした。		III	III	

39	事務職員の能力発揮度、業績を適切に評価する制度を整備し、公正かつ適正な処遇を行う。 ◆法人職員の評価制度を実施する。(平成30年度)	65	法人職員の人事評価制度を通年で実施し、その定着を図る。	法人職員の人事評価制度を通年で実施し、中間面談での助言等を通じて職場の活性化を行うなど、その定着を図った。また、平成31年3月に法人職員人材育成方針を改定し、人材育成の手段の一つとして人事評価制度の活用を位置づけた。		III	III	
40	教員の評価制度を整備する。 ◆教員の自己評価を基にした評価制度を構築する。(第3期中期計画期間内)	66	教員の自己評価結果を評価に反映する制度について他大学の動向を調査するなど検討を行う。	教員の評価制度の整備に向け、評価担当理事が「大学教員の人事・評価・処遇施策の新展開」をテーマとした研修会に参加し、役員間で情報共有を行うなど、他大学の現状や課題等の調査を行った。また、教職員組合との交渉において、人事評価の給与への反映を検討していくとの提案を行った。		III	III	
41	教員、事務職員および役員の資質向上と能力開発を図るとともに、教職協働を一層推進する。 ◆教職協働によるFD・SD研修会参加率を40%以上とする。(毎年度)	67	教職協働により大学の課題解決につながる研修を実施する。	教員・職員共通の課題について、9月27日に「SDGsと大学キャリアパス」をテーマに、12月5日に広報マインド向上研修として「知と汗と涙の近大流コミュニケーション戦略」をテーマに、FD・SD研修会を開催した。また、留学生交流推進会議での「大学におけるグローバル人材育成とは」をテーマとした講演、PRO Gテストの分析結果を解説する研修など、多様な研修機会を設けた。	有 p33	III	III	
42	人材育成方針を見直し、キャリアパスと研修を組み合わせ、事務職員の資質向上・能力開発を総合的に推進する制度を整備する。 ◆職員の新たな能力開発制度を施行する。(平成31年度)	68	人材育成方針の見直しを行い、法人職員のキャリアモデルを策定するとともに、キャリアパスと研修を組み合わせた法人職員の資質向上・能力開発を総合的に推進する制度の施行に向けて検討を行う。	人材育成方針の見直しに向け、事務局法人職員を対象に、人材育成・研修制度等に関するアンケート調査を実施した。この結果等を踏まえ、キャリアパスと研修を組み合わせた法人職員の資質向上・能力開発を総合的に推進できるよう、平成31年3月に法人職員人材育成方針を改定し、計画的なジョブローテーションと多様な研修制度の整備を図ることとし、キャリアパスモデルなどを具体的に示した。	有 p33	III	III	

II 大学経営の改善に関する目標

2 財務に関する目標

(1) 財政基盤の強化等に関する目標

中期目標	25 財政基盤の強化	将来にわたって持続的、発展的に経営できるよう、寄附を含めた外部資金の積極的な獲得に努め、財政基盤の強化を図る。						
	26 貢源配分の重点化	コスト意識を持ち合理化、効率化を進めるとともに、長期的な展望に基づく重点的、戦略的な資金配分を行う。						

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

2 財務に関する目標を達成するための措置

(1) 財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

43	自律的な財政運営のため、県と協議し、運営費交付金を安定的に確保するとともに、寄付金を含めた外部資金を積極的に獲得する。 ◆未来人財基金の募金額目標を総額5,000万円(平成27年度～平成32年度)(累計)とする。(平成32年度)	69	運営費交付金の安定的な確保のため、運営費交付金算定方法等について県との協議を整える。	県に対して現在の運営費交付金の状況や本学の財政事情を説明し、算定方法等について協議を進め、必要な財源の確保を求めた。この結果、平成31年度予算編成において、本学に対する削減額が縮減されたほか、県予算における特別枠(総合戦略・未来枠)、大学施設・設備整備費補助金の予算を獲得した。また、運営費交付金の総額等の考え方について、県と同意した。	有 p33	III	III	
----	---	----	--	--	----------	-----	-----	--

44	長期的な財政見通しのもとに、先進的・創造的な分野等への重点的な資金配分や、戦略的な資金配分を行い、教育、研究、地域貢献の環境を整備する。 ◆目的積立金を効果的に充当し、経常費用に占める教育経費の割合が類似の公立大学の平均に達するよう重点的に資金配分する。(平成35年度)	70	県の支援を受けて、地域ひと・モノ・未来情報研究センターによる地域課題研究・人材育成事業やSDGs大学拠点化事業に重点配分を行う。	平成30年度の県予算における特別枠(総合戦略・未来枠)を受け、地域ひと・モノ・未来情報研究センターによる高度ICT人材育成事業に対して25,370千円、SDGs大学拠点化事業に対して24,500千円の予算を配分し、事業を実施した。		III	III	
45	契約方法や契約内容の見直し、他大学等との共同調達等による業務の効率化や経費の削減を進める。 ◆入札・契約方法の改善および他大学との共同調達品目の拡大について、合わせて10項目以上の改善を行う。(平成35年度)	71	他大学との共同調達品目を拡大し、事務の効率化と経費の削減を図る。	物品調達コストの一層の削減を図るために、滋賀大学と実施している共同調達について品目の拡大を検討し、平成31年度から新たにフラットファイル、ホワイトボードマーカー等10品目を追加することとして、契約手続きを行った。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標

2 財務に関する目標

(2) 施設設備等の整備・活用に関する目標

中期目標	27 施設設備等の整備・活用
	大学施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減、環境負荷の低減やユニバーサルデザイン化に対応するため、施設設備の計画的な更新・改修を実施するなど、大学資産の効果的、効率的な活用を図る。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

2 財務に関する目標を達成するための措置

(2) 施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

46	「学舎長寿命化のための長期保全計画」を踏まえ県と協議し、ライフサイクルコストや環境負荷の低減、ユニバーサルデザインへの対応も考慮した計画的な施設・設備の更新・改修を実施する。 ◆「学舎長寿命化のための長期保全計画」に係る県との協議に基づき、計画的に施設・設備の更新・改修を実施する。 ◆学舎のすべての照明機器をLED化する。(平成35年度)	72	長期保全計画に基づく計画的な施設・設備の更新について、県との協議を進め、本学建物の大規模修繕と設備機器の更新が県の「財政の健全化に向けた取組」の収支見通しに盛り込まれたほか、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に「県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設」として追加された。これを受け、平成31年度分の大学施設・設備整備費補助金として4.1億円の予算を獲得した。	有 p34	III	III	平成28年度の長期保全計画の策定を踏まえ協議を積み重ねてきたことにより、県立大学の施設の長寿命化に向けた取組について補助されることになったことは、将来的な学生の安全の確保にもつながるものであり、評価できる。引き続き、着実に取り組まれることを期待する。
47	学内施設、用地の利用状況を把握、分析し、効果的効率的な活用を行う。 ◆学内の低利用地について、有効利用を図る。(平成35年度)	73	学内施設、用地の効果的・効率的な活用を行うため、利用状況を調査、分析する。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標	
3 自己評価等に関する目標	(1) 自己点検・評価の実施等に関する目標

中期目標	28 自己点検・評価の実施等 自己点検・評価を着実に実施し、その結果を公表するとともに、認証評価、法人評価等の結果と併せて大学運営の改善に活用し、大学の質の維持・向上を図る。
	29 データに基づく大学運営の推進 学内外のデータを収集・分析し、その結果に基づく効果的、戦略的な大学運営を推進する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
3 自己評価等に関する目標を達成するための措置							
(1) 自己点検・評価の実施等に関する目標を達成するための措置							
48	自己点検・評価等を着実に実施し、その結果を大学運営に反映し改善につなげる全学的なPDCAサイクルを構築する。 ◆大学の評価指標を活用した自己点検・評価にかかるシステムを多面的評価に活用し、全学のPDCAサイクルを体系化する。(平成33年度)	74	大学の評価指標を活用した自己点検・評価にかかるシステムを導入する。	IRシステムとして、自己点検・評価等に必要となる評価指標の管理だけでなく、大学運営に関わる様々な情報の分析や学生指導等に活用できる、自由度の高い統合データベースシステムを導入することとし、平成31年3月に完了した。	有 p34	III	III
49	学内の意思決定や各種評価、教育研究活動の活性化に資するため、IR(インスティテューション・リサーチ)の仕組み作りを行うとともに、データの収集・分析結果に基づく効果的、戦略的な大学運営を推進する。 ◆データに基づく大学運営を推進するため(仮)評価情報分析室(IRオフィス)を設置する。(平成32年度)	75	IR(インスティテューション・リサーチ)の取組みを推進するシステムを導入するとともに、IRの推進体制について検討する。	学内の役員・教員・事務職員で構成されるIR導入ワーキンググループを設置し、本学におけるIR推進の目的や推進体制、データの分析・活用方法、導入するシステムに必要な機能などについて検討した。これらの検討結果を踏まえて、IRシステムの導入を進め、平成31年3月に完了した。	有 p34	III	III

II 大学経営の改善に関する目標 4 その他の業務運営に関する目標		(1) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標					
中間目標	30 法令遵守に基づく大学運営の推進 教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。						
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置							
(1) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置							
50 教職員のコンプライアンス意識を徹底し、法令遵守に基づく大学運営を推進する。 ◆コンプライアンス研修参加率は100%を目指す。(毎年度)	76	創意・工夫をいかした効果のあるコンプライアンス研修を実施する。	SNS利用によるリスク等をテーマとしたコンプライアンス研修を、管理監督者向けと一般教職員向けの2回に分けて実施した。研修参加率100%を目指して、一般教職員向けは全学休講日の開催として積極的な参加を呼び掛けたほか、事務局においては、欠席者に対する伝達研修を行った。また、研究活動における不正行為防止のため、研究倫理セミナーを実施した。参加者の都合に合わせて、同一内容の研修を3回開催するとともに、欠席者には大学独自で作成したeラーニング教材を提供了。	有 p22 p34	III	III	

II 大学経営の改善に関する目標 4 その他の業務運営に関する目標		(2) 安全管理体制の充実等に関する目標

中期目標	31 安全管理体制の充実 学生や教職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。
	32 情報管理体制の充実 個人情報の保護を徹底し、情報セキュリティ体制の強化を図る。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置 4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置 (2) 安全管理体制の充実等に関する目標を達成するための措置
--

51	安全管理および災害等を想定した危機管理体制の充実強化を図る。 ◆(仮)危機管理連絡調整会議を設置する。(平成30年度) ◆情報ネットワークシステム更新において重要データの外部保存を実施する。(平成31年度) ◆大規模災害発生時に学内にて1日以上の自給可能な備蓄品を装備する。(平成33年度)	77	(仮)危機管理連絡調整会議を設置し、開催を通じて危機意識の向上を図る。	危機管理連絡調整会議を設置し、大雪に対する災害警戒体制など、危機発生時の初期対応や危機事象に関する情報を共有し、危機意識の向上を図った。また、本学学生の海外研修中に死亡事故が起きたことを想定した記者会見のシミュレーション訓練を行い、危機対応能力の向上を図った。 p34	有	III	III	
		78	情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、重要データの選別および外部保存方法について検討する。	大学業務の基幹となるシステム等の重要データを学外にバックアップできる仕組みを検討し、これに対応した情報ネットワークシステム更新仕様書を作成した。		III	III	
		79	留学希望学生に対する研修内容の充実に向けた検討を行う。	海外留学における危機管理手法や緊急時の対処法に関するセミナーの開催、各種説明会等での「危機管理マニュアル」を利用した啓発等により、留学する学生の危機管理意識の向上を図った。また、留学に関連した研修内容の見直しのほか、留学前の研修参加の必須化など、留学が決定した学生に対する渡航前研修のあり方について検討を行った。		III	III	
		80	様々な災害を想定した非常食等の備蓄品の整備を計画的に進めること。	防災対応備蓄資材購入計画に基づき、非常食等の備蓄を進め、平成30年度は、備蓄資材の個人セット(飲料水3本、保存食3食、簡易トイレ1日分、アルミプランケット1枚)600セットを購入し、合計1,200セットを備蓄した。		III	III	

52	情報管理体制を充実させ、情報技術の高度化にも適切に対応した情報セキュリティ対策および個人情報保護のための取組を強化する。 ◆平成31年度実施の情報ネットワークシステム更新および平成32年度実施の情報基盤システム更新において情報セキュリティと個人情報保護のための対策を強化する。(平成32年度)	81	情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、既存システムと連携した情報セキュリティの強化を検討する。	平成31年度の情報ネットワークシステムの更新にあたって、外部からのサイバー攻撃、フィッシング攻撃などに対して、ファイアウォール等の情報セキュリティ機器が、更新対象外の既存機器と連携してより安定的に機能するよう、システム全体の機器構成を見直し、これに対応した更新仕様書を作成した。		III	III	
		82	情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、個人情報保護のため、既存システムと連携した情報セキュリティの強化を検討する。また、個人情報データを扱う際の留意点について定期的に注意喚起を実施する。	不正なデータ流出の防止など、個人情報保護に配慮しながら、情報ネットワークシステム更新仕様書を作成した。また、個人情報や機密情報の流出防止のため、学内メールの運用方法を厳格化するとともに、教職員に対する注意喚起として、情報セキュリティに関するセルフチェックを実施した。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標	(3) 監査機能の充実に関する目標
4 その他の業務運営に関する目標	

中間目標	33 監査機能の充実 監事・会計監査人、内部監査組織相互間の連携の強化を図るとともに、監査機能の充実を図る。
------	---

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	計画番号	平成30年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------	----------	---------------------	---------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

(3) 監査機能の充実に関する目標を達成するための措置

53 监事・会計監査人と連携し、監査機能を強化するとともに内部監査の独立性を確保する。 ◆内部監査について、独立性を担保し監査を効果的に実施するため、監査方法や監査手法等の見直しを行う。(平成30年度)	83	内部監査を効果的に実施するため、監査方法や監査手法の見直しを行う。	内部監査の方法等を見直し、重点テーマを設定して、より具体的な観点から効果的に業務監査を実施するとともに、所管事務に関わらない独立した立場から監査できるよう、監査要員に幅広い所属の職員を加え、監査実施体制の充実を図った。また、内部監査の見直しについて、監事・会計監査人と意見交換を行った。		III	III	
--	----	-----------------------------------	---	--	-----	-----	--

II 大学経営の改善に関する特記事項

【業務運営の改善】

1 組織運営の改善等に向けた取組（計画番号 21）

教育組織と教員組織を分離した新組織体制を令和 2 年度から開始することを目指し、理事長・学長をトップに関係理事と各学部長等で構成される「教教分離推進チーム会議」において検討を行った。学際融合分野の教育が行いやすい、機動的な教育組織の設置により新たな教育プログラムを作りやすくなる、時代の流れに対応した新たな分野融合の研究組織を組みやすいといったメリットを踏まえつつ、課題等を整理し、組織体制等の考え方を検討した。

また、県政の課題等を踏まえつつ、県と連携した取組を強化できるよう、知事との意見交換会を実施した。平成 30 年度においては、総合政策部長、農政水産部長、琵琶湖環境部理事等を交え、本学で 12 月に開催したほか、Web 会議システムを活用して、県の県政経営会議と本学を結んだ遠隔会議を 5 月に実施し、本学の取組などについて共有を図った。

さらに、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、理事長のリーダーシップのもと戦略的な大学運営を行うため、多面的な視点から幅広い意見を聞く機会として「有識者懇談会」を設置した。様々な分野から 9 名の委員を委嘱し、9 月 19 日に「滋賀県大ブランドの確立を目指して」をテーマとして意見交換を行った。

2 人事制度の改善や働き方改革に向けた取組（計画番号 61・63）

第 3 期人事計画について、教育組織と教員組織の分離を行うことを念頭に、新組織体制の発足後に見直しを行うこととして、平成 30 年 6 月に策定した。この計画により、事務局組織に関しては、複雑・高度化する業務に対応しつつ、働き方改革を実現していくため、定数基準を廃止し、業務量および内容に見合った人員配置となるよう必要な措置を行うこととした。

また、働きやすい職場環境を実現するため、時間外勤務の縮減と休暇取得の増加に向け、事務局職員 2 名を増員し、業務量に応じた人員配置を行うとともに、出退勤時間の把握など、適正な労働時間管理の取組を進めた。この結果、平成 30 年度の時間外勤務実績は、1 人あたり平均 245.3 時間（対前年比 16.1% 減）、平成 30 年の年次有給休暇取得実績は、1 人あたり平均 6.4 日（対前年比 3.0% 増）となつた。

3 教職員の資質・能力向上の取組（計画番号 67・68）

教員および事務職員の資質向上と能力開発を図るため、教職協働の観点から、教員・職員共通の課題について、様々な研修を実施した。

FD・SD 研修会として、「SDGs と大学キャンパス」をテーマに、大学における SDGs 関連の取組の実例や可能性に関する研修を実施したほか、戦略的な広報に取り組まれている近畿大学から講師を招いた「知と汗と涙の近大流コミュニケーション戦略」をテーマとした広報マインド向上研修、留学生交流推進会議での「大学におけるグローバル人材育成とは」をテーマとした講演、PROG テストの分析結果を解説する研修など、多様な研修機会を設けた。



[FD・SD 研修会]



[広報マインド向上研修]

また、事務局の職員構成として、法人職員の人数が県派遣職員を上回るようになる中で、法人職員の資質向上・能力開発を総合的に推進できるよう、法人職員人材育成方針の見直しを行った。見直しにあたっては、事務局法人職員を対象に人材育成・研修制度等に関するアンケート調査を実施し、この結果等を踏まえて、平成 31 年 3 月に法人職員人材育成方針を改定した。新たな人材育成方針では、キャリアパスと研修を組み合わせ、計画的なジョブローテーションと多様な研修制度の整備を図ることとしたほか、求められる職員像や職階ごとの能力、キャリアパスモデルのイメージなどを具体的に示した。

【財務】

1 財源の確保と計画的な施設・設備の更新（計画番号 69・72）

自律的な財政運営のため、運営費交付金を安定的に確保できるように、現在の運営費交付金の状況や本学の財政事情を県に説明するとともに、運営費交付金の算定方法等について協議を進め、必要な財源の確保を求めた。

この結果、平成 31 年度予算編成においては、本学に対する削減額が縮減されたほか、通常分の交付金とは別に、SDGs の視点に立った持続可能な地域コミュニティを支える人材等を育成する「地域づくり人材育成事業」や、地域ひと・モノ・未来情報研究センターが中心となって取り組む「地域産業活性化・地域創生に向けた高度 ICT 人材育成事業」の予算を獲得した。

さらに、県の私学・大学振興課から、運営費交付金の総額等に関して考え方が示され、予算編成においては、今後も必要な経常的経費から自主財源を除いた額を交付することを基本としつつ、個別に検討をする事案については本学と十分に協議を行うことで合意した。

また、平成 28 年度に策定した「学舎長寿命化のための長期保全計画」に基づく計画的な施設・設備の更新について、県との協議を進め、平成 30 年 8 月に取りまとめられた県の「財政の健全化に向けた取組」の収支見通しに、本学建物の大規模修繕と設備機器の更新が盛り込まれたほか、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に「県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設」として追加された。これを受け、平成 31 年度分の大学施設・設備整備費補助金として 4.1 億円の予算を獲得した。

【自己評価等】

1 IR の推進に向けた取組（計画番号 74・75）

学内の意思決定や各種評価、教育研究活動の活性化に資するため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）の導入に向け、学内の役員・教員・事務職員で構成されるワーキンググループを設置し、本学における IR 推進の目的や推進体制、データの分析・活用方法、IR システムに必要な機能などについて検討した。導入する IR システムは、自己点検・評価等に必要となる評価指標の管理だけでなく、大学運営に関わる様々な情報の分析や学生指導等に活用できる自由度の高い統合データベースシステムとし、学内で実施した IR 活用事例の調査結果も参考にしながら仕様を固め、平成 31 年 3 月に導入を完了した。

この IR システムを活用して、データ分析等の試行を行なながら、引き続き、具体的な IR の推進方策や学内の連携体制などの検討を行い、令和 2 年 4 月の「(仮称) 評価情報分析室」(IR オフィス) の設置に向け、準備を進めることとしている。

【その他の業務運営】

1 コンプライアンス意識の徹底の取組（計画番号 76）

コンプライアンス研修として、SNS 利用によるリスクをテーマに、SNS に関する基本的な知識をはじめ、炎上事例やトラブル防止の対策などについて、実例を交えた研修を実施した。効果的な研修とするため、管理監督者向けと一般教職員向けの 2 回に分け、求められる役割や習得すべき知識等に応じた研修内容にするとともに、研修参加率 100% を目指して、一般教職員向けは全学休講日の開催として積極的な参加を呼び掛けたほか、事務局においては、欠席者に対する伝達研修を行った。



[コンプライアンス研修]

2 危機管理体制の充実・強化（計画番号 77）

危機発生時に関係部局が迅速かつ適切に対処することができるよう、平常時より災害等の危機発生時における初期対応の共有を図るとともに、危機管理体制の推進に関する情報共有や円滑な連絡調整等を行うため、危機管理連絡調整会議を設置した。危機管理連絡調整会議において、大雪に対する災害警戒体制など、危機発生時の初期対応や危機事象に関する情報を共有したほか、危機管理の専門家を招いた研修を実施し、本学学生の海外研修中に死亡事故が起きたことを想定した記者会見のシミュレーション訓練を行うことで、危機意識や危機対応能力の向上を図った。

3 法人の業務運営に関する実績

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

※ 財務諸表および決算報告書等を参照

2 短期借入金の限度額

第3期中期計画	平成30年度計画	平成30年度実績
短期借入金の限度額 6億円	短期借入金の限度額 6億円	なし
想定される理由 運営費交付金の受 入遅延および事故の 発生等により緊急に 必要となる対策費と して借り入れすることを想定	想定される理由 運営費交付金の受 入遅延および事故の 発生等により緊急に 必要となる対策費と して借り入れすることを想定	

3 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

第3期中期計画	平成30年度計画	平成30年度実績
なし	なし	なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

第3期中期計画	平成30年度計画	平成30年度実績
なし	なし	なし

5 剰余金の使途

第3期中期計画	平成30年度計画	平成30年度実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	なし

6 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

第3期中期計画	平成30年度計画
学舎長寿命化のための長期保全計画	学舎長寿命化のための長期保全計画
第3期中期計画期間備品更新計画	第3期中期計画期間備品更新計画

[平成30年度の主な実績]

施設・設備の内容	実績額	財源
出退勤管理システム導入工事	5,940千円	運営費交付金
台風被害復旧工事	9,398千円	保険金
A3・A4棟照明設備更新（LED化）	11,178千円	目的積立金
工事 備品更新計画による大型備品更新	59,772千円	"

(2) 人事に関する計画

第3期中期計画	平成30年度計画
「公立大学法人滋賀県立大学人事方針」および本中期計画に基づき計画期間内の人事計画を策定し、この人事計画により引き続き教育研究業務および法人運営業務の活性化に資する人事制度を運用する。 その際には、外部資金を積極的に活用しつつ、人件費の適正な管理に努めながら、理事長のガバナンスにより、教教分離など教職員の適正配置に努める。 さらに、事務局職員においては、期首における設立団体からの派遣職員を減じるが、その進度は調整する。また、公立大学法人および大学に関する専門的な知識を有する法人職員の採用を進めるとともに人材育成に努め、法人運営基盤を確立していく。	第3期中期計画期間内の人事計画を早期に策定し、適正な運用を行う。

[平成 30 年度の主な実績]

令和 2 年度当初から教育組織と教員組織の分離（教教分離）を行うことを念頭に、第 3 期人事計画を策定した。この計画により、事務局職員については、定数枠にとらわれず、業務量および内容に見合った人員配置となるよう必要な措置を行うこととした。

また、平成 30 年 4 月から事務局職員を 2 名増員し、県派遣職員の減員分を含めて法人職員 3 名を採用したほか、年度途中の法人職員の欠員に対応するため、契約職員等を対象に職員登用試験を実施し、法人職員として 2 名の登用を行った。

(3) 積立金の使途

第 3 期中期計画	平成 30 年度計画
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。

[平成 30 年度実績]

財源 使途	教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備		
	施設・設備の整備等による固定資産の取得	その他事業費への充当に伴う目的積立金の取崩	合 計
前中期目標期間 繰越積立金	60,385 千円	33,764 千円	94,149 千円
その他の 目的積立金	—	—	—
合 計	60,385 千円	33,764 千円	94,149 千円

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

第 3 期中期計画	平成 30 年度計画	平成 30 年度実績
なし	なし	なし

別表（収容定員）

平成 30 年 5 月 1 日現在

	学部・研究科名	収容定員	収容人数	定員充足率
学部	環境科学部	720 人	787 人	109. 3%
	工学部	600 人	646 人	107. 7%
	人間文化学部	800 人	837 人	104. 6%
	人間看護学部	300 人	287 人	95. 7%
大学院	環境科学研究科	87 人	86 人	98. 9%
	前期課程	72 人	73 人	101. 4%
	後期課程	15 人	13 人	86. 7%
	工学研究科	117 人	128 人	109. 4%
	前期課程	108 人	121 人	112. 0%
	後期課程	9 人	7 人	77. 8%
	人間文化学研究科	47 人	35 人	74. 5%
	前期課程	32 人	25 人	78. 1%
	後期課程	15 人	10 人	66. 7%
人間看護学研究科	16 人	19 人	118. 8%	
	修士課程	16 人	19 人	118. 8%